

# 全国こども政策関係課長会議

令和7年3月

こども家庭庁局

成育環境課長 安里 賀奈子

## I. 地域子育て相談機関の整備

1. 地域子育て相談機関について..... 7

## II. 出産・子育て応援交付金の制度化について

1. 妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業について..... 12

## III. 放課後児童対策について

1. 放課後児童対策パッケージ2025について..... 20

2. 放課後児童対策予算について..... 27

3. 放課後児童クラブの質の確保等について..... 34

4. 放課後児童クラブの安全対策等について..... 38

5. 参考資料..... 42

## IV. 児童厚生施設について

1. 児童館、児童遊園の運営について.....	60
2. 児童館における遊びのプログラムの開発等について.....	65
3. 児童館に対する財政措置について.....	68
4. 参考資料.....	72

## V. こどもホスピス支援モデル事業について

1. こどもホスピスについて.....	77
---------------------	----

## Ⅵ. こどもの居場所づくりについて

1. こどもの居場所に関する指針について..... 82
2. こどもの居場所づくりに関する予算事業について..... 87
3. 地域ぐるみで取り組むこどもの居場所づくりを目指して..... 90

## Ⅶ. 家庭支援事業について

1. 家庭支援事業の取組状況について..... 98
2. 家庭支援事業に係る予算について..... 105

## Ⅷ. 利用者支援事業等について

1. 利用者支援事業	117
2. 地域子育て支援拠点事業	120
3. 重層的支援体制整備事業	123
4. 子育て援助活動支援事業	126
5. 児童委員・主任児童委員	130
6. 母親クラブ等の地域組織活動等について	134

## Ⅸ. 児童手当について

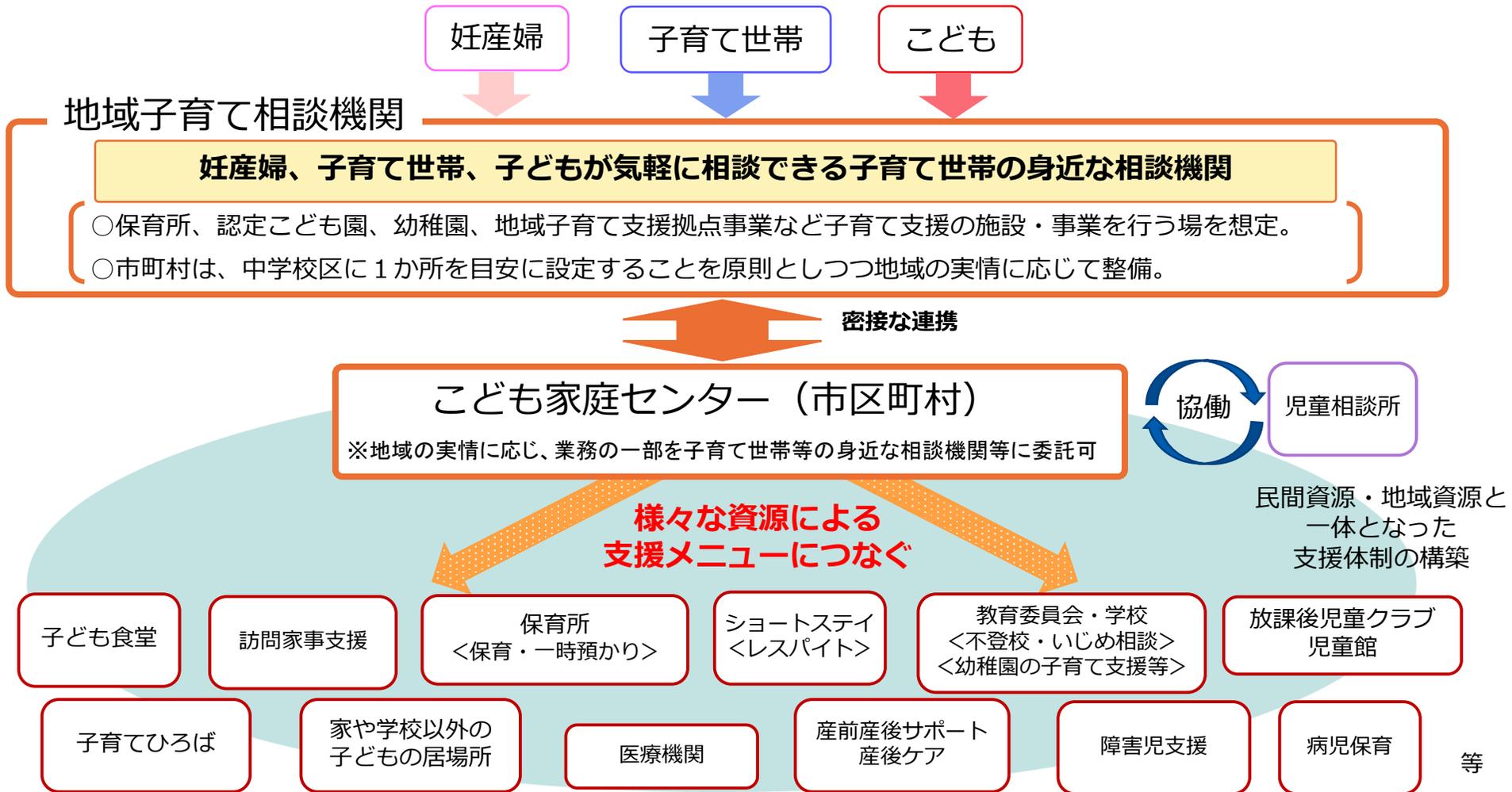
1. 児童手当の抜本的拡充について	137
2. 児童手当制度の円滑な実施について	140
3. 参考資料	143

# I . 地域子育て相談機関の整備

# 1. 地域子育て相談機関について

# 地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離にあり、全ての妊産婦及び子どもとその家庭からの相談に応じ、**子育て世帯に対して情報発信**や能動的な状況確認等による**子育て世帯と継続してつながる工夫、関係機関との連携**を行う機関。
- この整備により、**子育て世帯との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを目的としている**。特に、子育て世帯の中には、行政機関である**子ども家庭センター**に直接相談することへの抵抗感もあり得ることから、**子ども家庭センターを補完**することを想定。
- 市町村において、地理的条件、社会的条件、子育て関連施設の状況等を**総合的に勘案して定める区域ごとに整備**。



＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

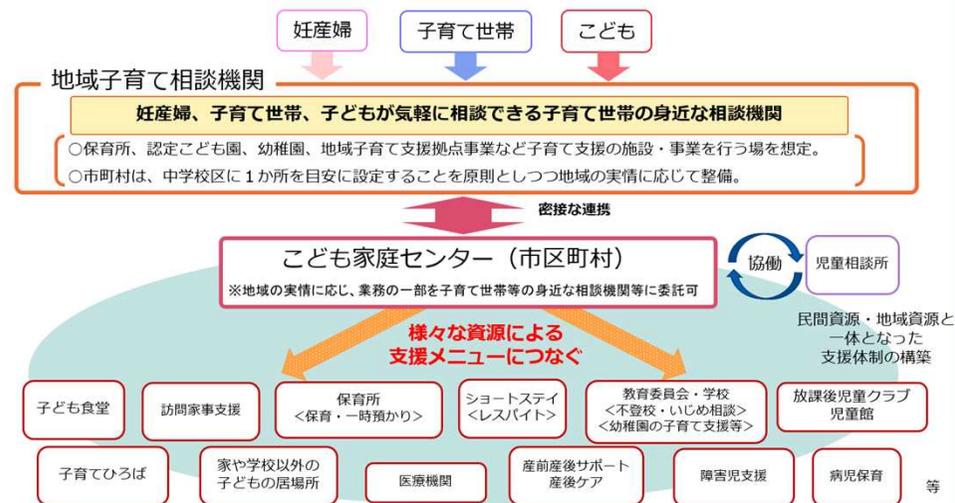
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、市町村は、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めることとされた。
- 妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行うための体制整備を行う。

## 事業の概要

- 児童福祉法第10条の3に基づく「地域子育て相談機関」に対する補助を行うため、利用者支援事業基本型（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）により補助。
- 中学校区に1カ所を目安に、地域の実情に応じて整備。  
※公立中学校数：9,164校（文部科学統計要覧（令和5年版））

### 児童福祉法

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会（新設）的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。



## 実施主体等

- 【実施主体】 市町村（特別区を含む）
- 【補助率】 国 2 / 3 ・ 都道府県 1 / 6 ・ 市町村 1 / 6
- 【補助基準額】 ※各型の要件を満たして地域子育て相談機関を設置する場合。

基本Ⅰ型 1か所あたり 8,306千円（基本Ⅰ型基準額＋こども家庭センター連携等加算）

基本Ⅱ型 1か所あたり 2,825千円（基本Ⅱ型基準額＋こども家庭センター連携等加算）

基本Ⅲ型 1か所あたり 315千円（基本Ⅲ型基準額）

### 【実施例】

- 基本Ⅰ型：利用者支援事業を実施している事業所が、地域子育て相談機関として週5日以上開設
- 基本Ⅱ型：保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置して地域子育て相談機関として週5日未満開設
- 基本Ⅲ型：保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置せず、地域子育て相談機関として開設（既存職員で対応）

## 【背景・目的】

- 令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）では、虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、保育所等の子育て支援の施設や場所において全ての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関の整備することが求められ、令和6年度から施行された。
- この相談機関（「地域子育て相談機関」を指す。以下同じ）については、「地域子育て相談機関の設置運営等について（令和6年3月30日）」において、利用者にとって敷居が低く、物理的に近距離であることが望ましいとしており、市町村が相談及び助言を適切に行える体制があると判断した場合には、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て相談支援事業所以外にも様々な機関に委託することが可能としている。
- また、相談機関と新たに設置される「こども家庭センター」は、必要に応じて連絡調整を行うこととされており、子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することに抵抗感がある家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、こども家庭センターを補完することが期待されている。
- このように、相談機関は様々な事業者の参加が想定されること、また、こども家庭センターとの連絡調整が必要となることから、各自治体における実施状況や取組状況を把握しつつ、効率的・効果的に実施できるよう、各自治体の取組事例を横展開する必要がある。また、各自治体の取組事例を踏まえつつ、事業実施の課題や相談機関のあり方を整理しておく必要がある。

## 【想定される事業の手法・内容】

### I 調査研究

#### 1. 各自治体向けアンケートの実施

市町村に対して、地域子育て相談機関の実施状況・体制等についてアンケートを実施し、回答を取りまとめる。

#### 2. 好事例の収集、事例集の作成

1による各自治体における実施状況の把握結果を踏まえ、各自治体独自の創意工夫の取組事例を抽出し、当該取組を行う自治体や対象者に対してヒアリングを実施するなどして事例集を作成する。

#### 3. 事業課題の分析、あり方等の方向性の検証

1のアンケート結果や2の自治体へのヒアリング等を通じ、本事業の実施に係る課題を分析・整理するとともに、効率的・効果的な実施に向けた相談機関のあり方を取りまとめる

### II 検討委員会の設置

I 2及び3の検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設置し、この中で自治体ヒアリングや意見聴取を実施し、助言を求めることとする。

## Ⅱ．出産・子育て応援交付金の制度化 について

# 1. 妊婦のための支援給付、 妊婦等包括相談支援事業 について

# 施行に向けた準備状況

## 【実施済】

- 全国自治体に向けて説明を実施（R6/10/31説明動画配信）

[令和6年10月31日妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の施行に向けた自治体説明（YouTube動画配信）](#)

- 妊婦のための支援給付事務処理様式（案）を発出（R6/12/20）
- 自治体向けQ&Aを発出（R6/12/27・R7/2/27）

[令和6年12月27日 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 自治体職員向けQ&A（PDF／387KB）](#)

- 関係政省令（案）を発出（R7/1/24）
- 産科医療機関への協力依頼及びQ&Aを発出したことを通知（R7/2/7）

[令和7年2月7日（妊婦のための支援給付に係る関係団体への協力依頼について 産科医療機関向けQ&A）（PDF／737KB）](#)

## 【実施予定】

- 交付要綱等（案）を発出（R7/3月中）
- 伴走型相談支援ガイドラインを発出（R7/3月中）
- 妊婦のための支援給付の制度周知リーフレットをHPに掲載

## 子ども・子育て支援法及び児童福祉法の省令事項（案）

法律	法律の根拠条文		法律の条文	省令案
子ども・子育て支援法	市町村の認定	第10条の9第1項	妊婦のための支援給付を受けようとする者は、 <u>内閣府令</u> で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。	<p>第〇条 法第十条の九第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする者が、当該認定の申請を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告</p> <p>二 届出年月日</p> <p>三 氏名、年齢、個人番号及び職業</p> <p>四 居住地</p> <p>五 妊娠月数（申請日において、<u>すでに出産又は死産若しくは流産している場合はその日</u>）</p> <p>六 医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名</p> <p>2 法第十条の九第一項の申請が、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十五条の規定による妊娠の届出と併せて行われるとき又は当該届出がすでに行われているときは、前項の申請書に記載するとされた事項のうち当該妊娠の届出に記載したものについては、同項の規定にかかわらず、同項の申請書に記載することを要しない。</p>
	届出等	第10条の13第1項	妊婦給付認定者は、 <u>内閣府令</u> で定めるところにより、市町村に対し、当該妊婦給付認定者の胎児の数その他 <u>内閣府令</u> で定める事項を届け出なければならない。	<p>第〇条 法第十条の十三第一項の規定による届出は、出産予定日の八週間前の日（<u>同日前</u>）に出産又は死産若しくは流産した場合はその日）以降に、次に掲げる事項を市町村に提出するものとする。</p> <p>一 氏名、住所地、生年月日及び電話番号</p> <p>二 胎児の数</p> <p>三 当該妊娠に関して胎児の数の確認を受けた<u>医療機関の名称</u></p> <p>四 その他市町村長が必要と認める事項</p>
	妊婦支援給付金の支払方法	第10条の14第2項	妊婦支援給付金は、現金その他確実な支払の方法で <u>内閣府令</u> で定めるものにより支払うものとする。	<p>第〇条 法第十条の十四第二項の内閣府令で定める支払の方法は、妊婦給付認定者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該者の預金若しくは貯金への振込み又は<u>小切手の振出し</u>の方法とする。</p>
	内閣府令への委任	第10条の15	この款に定めるもののほか、妊婦支援給付金の支給に関し必要な事項は、 <u>内閣府令</u> で定める。	<p>（妊婦支援給付金の支給に関する事項の通知）</p> <p>第〇条 市町村は、法第十条の九第二項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、<u>これらの事項を申請者及び届出者に通知するものとする。</u></p>
児童福祉法	事業	第6条の3第22項	この法律で、妊婦等包括相談支援事業とは、 <u>内閣府令</u> で定めるところにより、妊婦及びその配偶者その他 <u>内閣府令</u> で定める者（以下この項において「妊婦等」という。）に対して、面談その他の <u>内閣府令</u> で定める措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業をいう。	<p>第〇条 法第六条の三第二十二項に規定する妊婦等包括相談支援事業は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の九第一項に基づく妊婦のための支援給付を受ける資格を有することの認定を受け付けた時並びに出産前及び出産後の適当な時期に、面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）又はこれに準ずる方法により、妊婦及び出産した者、これらの配偶者並びに市町村長が妊婦等包括相談支援事業による支援が必要と認める者に対して行うものとする。</p>

# 伴走型相談支援のガイドライン

現在調査研究を行っており、今年度中にガイドラインをお示しする予定。現場での実践にあたり参考にさせていただきたい。

○主なポイントは以下のとおり。

- ・ 給付金と効果的に組み合わせた総合的な支援
- ・ 妊婦の他にその配偶者等の家族を含めた支援
- ・ 面談者の専門性の担保とスキルアップ
- ・ 妊娠初期、妊娠後期、出産後の各時期に応じた面談のポイント
- ・ 特に妊娠後期を充実させるための取組みと工夫
- ・ 出産後以降もヘルスケアだけでなく生活全般の相談支援が重要
- ・ 面談は対面を基本にオンラインなどを効果的に活用
- ・ 一貫した相談支援のための継続性の担保と面談の質の向上
- ・ 流産等をした方へのグリーフケア

※「[自治体担当者のための子どもを亡くした家族への支援の手引き](#)」

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究」

(補助先：株式会社キャンサーキャン)

- ・ 様々な状況下にある要支援妊婦への配慮した相談支援

令和7年度予算案 816億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

## 事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、令和7年度から施行される。妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

## 事業の概要

改正後の子ども・子育て支援法第68条第1項に基づき、市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

### 【妊婦のための支援給付の内容】

#### <支給対象者>

日本国内に住所を有する妊婦

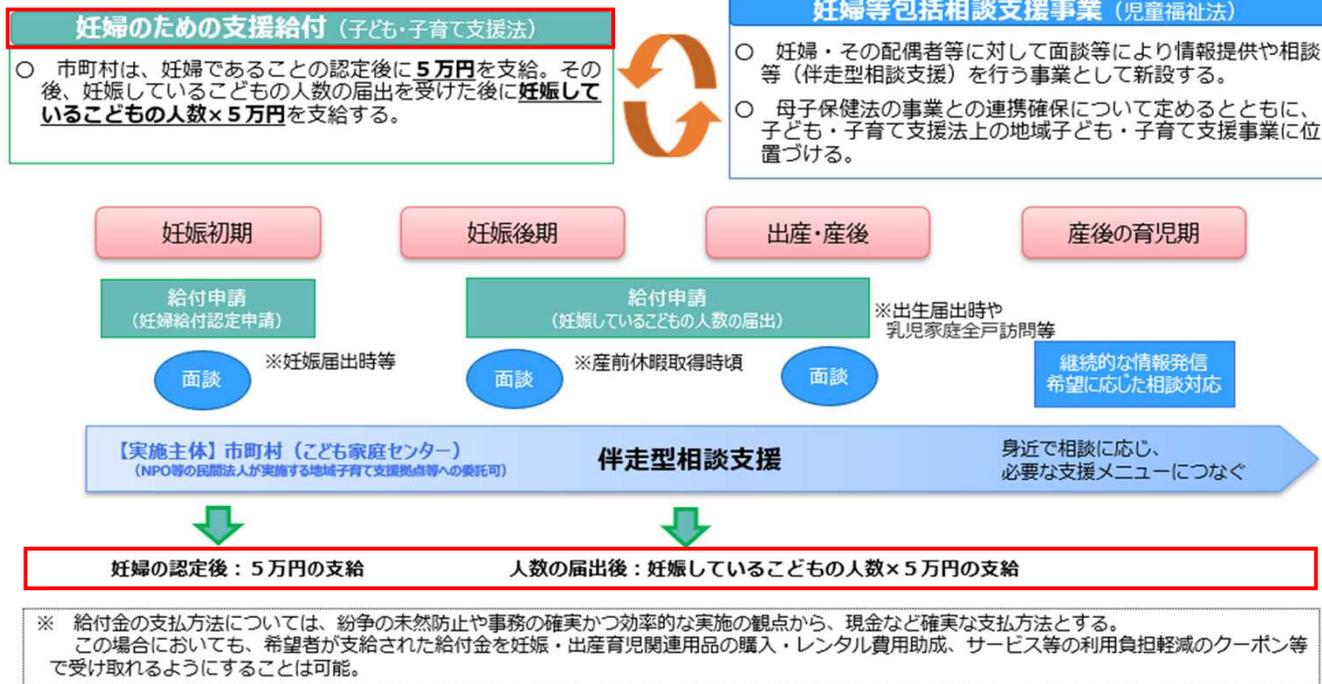
#### <支給に必要な手続・支給額>

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける  
⇒5万円を支給
- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う  
⇒妊娠している子どもの人数×5万円を支給

### 【給付金の支給方法】

・現金振込等確実な支払方法

※希望者は、支給された給付金を市町村が実施するクーポン等の支給方法で受け取ることは可能。



## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：10/10

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）  
※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

## 事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等を規定するとともに、子ども・子育て支援法第59条第1号を改正し、妊婦等包括相談支援事業を同号の事業として地域子ども・子育て支援事業に位置づけた。
- 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

## 事業の概要

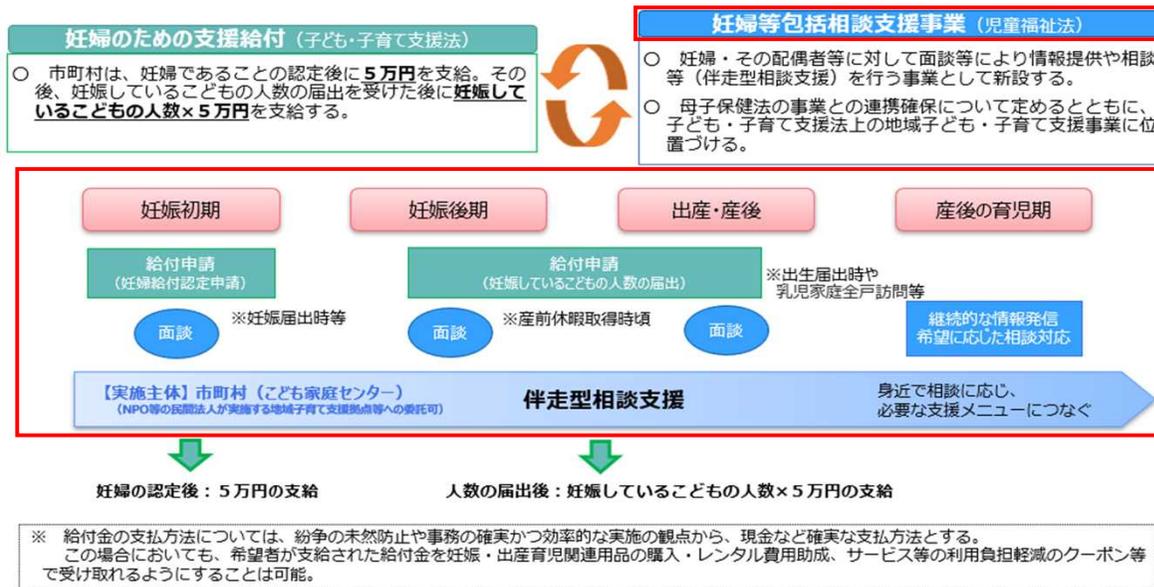
妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターの面談対応件数等、業務量に応じた補助単価の設定を行う。

### 【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

### 【対象経費】

面談等の実施に必要な経費  
（「妊婦のための支援給付」に必要となる費用は除く）



## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1/2

（都道府県：1/4、市町村：1/4）

【補助基準額案】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- ①700件以上 : 15,584千円
- ②200件以上700件未満 : 9,911千円
- ③200件未満 : 8,239千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

令和7年度予算案 22億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

## 事業の目的

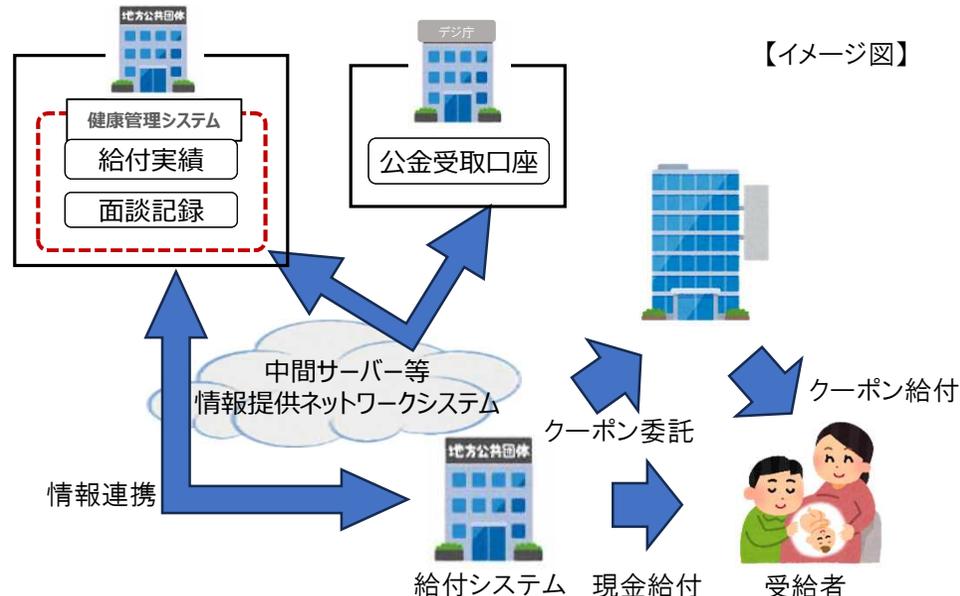
- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い円滑な給付や運用の効率化を図る。

## 事業の概要

妊婦のための支援給付は現金での支給としている。その上で、希望者が支給された給付金をクーポン等で受け取ることができるため、現金と併用してクーポン等での支給を実施する市町村が、現金又はクーポン等で支給するための必要な経費を補助する。

### 【対象経費】

- ①クーポン等の支給に係る委託経費  
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給のための委託費）
- ②妊婦のための支援給付のための事務費  
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費
- ③自治体間情報連携に係るシステム改修費  
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



## 実施主体等

### 【実施主体】

市町村（特別区を含む）  
（①は都道府県も対象）

### 【補助率】

- ①国 10/10
- ②国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
- ③国 2/3 市町村 1/3

### 【補助基準額案】

こども家庭庁長官が必要と認めた額

## Ⅲ. 放課後児童対策について

# 1. 放課後児童対策パッケージ2025 について

# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

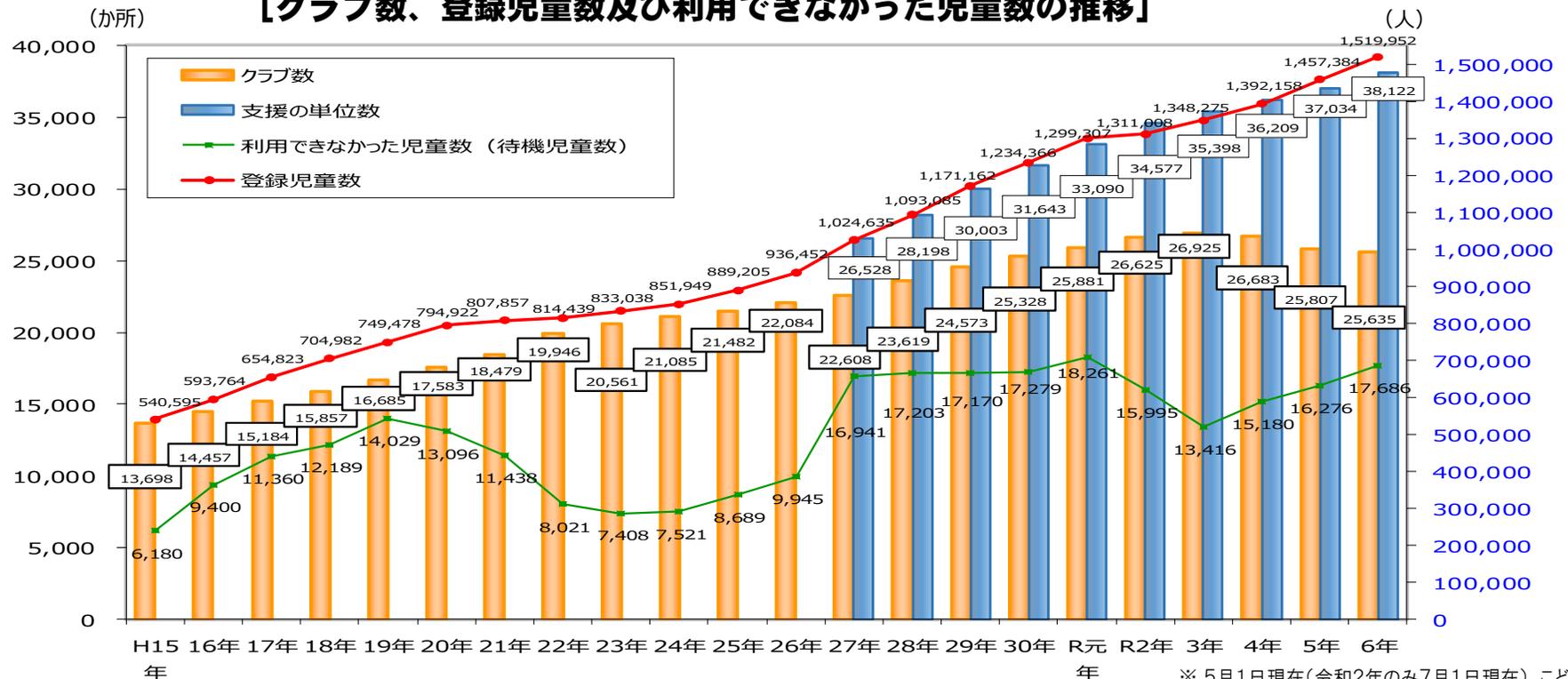
## 【現状】(令和6年5月現在)

- 登録児童数 1,519,952人
- 支援の単位数 38,122単位
- クラブ数 25,635か所  
(参考：全国の小学校18,376校)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,686人

## 【今後の展開】

- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)に掲げた**受け皿の拡大(約122万人から約152万人への拡大)を、加速化プランの期間中(2026年度まで)のできるだけ早期に達成できるよう取り組む。**
- こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

## 【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※ 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) こども家庭庁調査  
 ※ 本調査は平成10年より実施

# 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査結果概要（令和6年5月1日現在）

## ① 登録児童数

### ➤ 過去最高値を更新

1,519,952人【前年比+62,568人】（令和5年：1,457,384人）

## ② 放課後児童クラブの支援の単位数

### ➤ 過去最高値を更新

38,122支援の単位【前年比+1,088支援の単位】

（令和5年：37,034支援の単位）

※「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度（2015年度）から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

## ③ 放課後児童クラブ数

25,635か所【前年比▲172か所】（令和5年：25,807か所）

うち、放課後子供教室との校内交流型5,660か所【前年比+8か所】

※ 校内交流型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態。

（注）昨年度まで支援の単位数をクラブ数として計上していた自治体があり、当該自治体が修正した結果、クラブ数が減少している。

## 【参考】令和6年10月1日現在

- ① 登録児童数：1,471,315人
- ② 支援単位数：38,071支援の単位
- ③ 待機児童数：8,794人

## ④ 利用できなかった児童数（待機児童数）

### ➤ 学年別では、

小学校低学年（小学1年生から小学3年生）は173人、  
小学校高学年（小学4年生から小学6年生）は1,237人増加。

全体：17,686人【前年比+1,410人】（令和5年：16,276人）

### ＜学年別内訳＞

小学1年生：2,209人【前年比-202人】（令和5年：2,411人）  
小学2年生：2,116人【前年比+4人】（令和5年：2,112人）  
小学3年生：3,879人【前年比+371人】（令和5年：3,508人）  
小学4年生：5,707人【前年比+663人】（令和5年：5,044人）  
小学5年生：2,756人【前年比+424人】（令和5年：2,332人）  
小学6年生：1,019人【前年比+150人】（令和5年：869人）

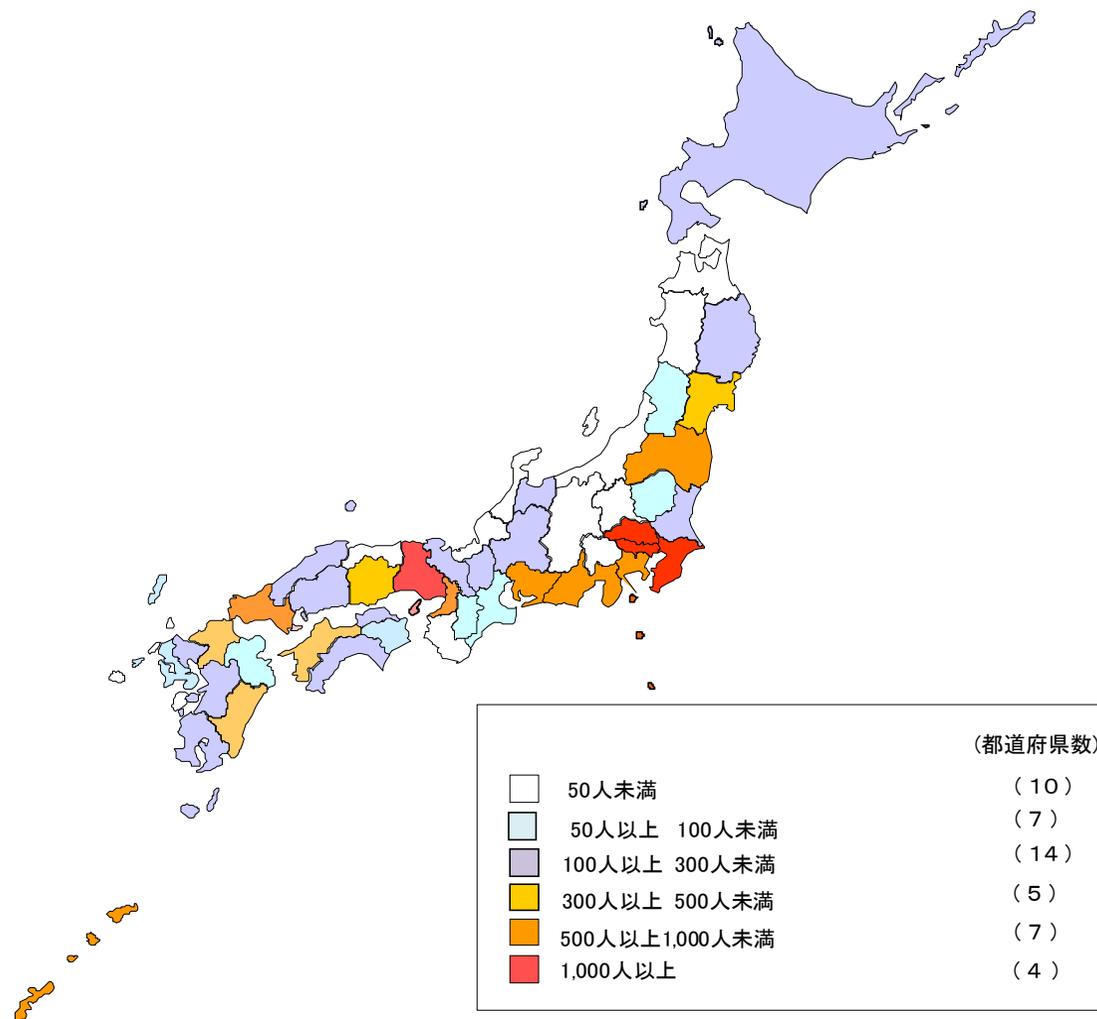
※ 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度において、対象児童を「おおむね10歳未満」から「6年生まで」と明確化。

### ➤ 都道府県別では、

東京都（3,731人）、埼玉県（2,132人）、千葉県（1,181人）  
で全体の約4割を占めている。

一方、待機児童の発生は、岐阜県（151人）や佐賀県（152人）のように、関東圏や大都市圏以外の地域でも確認されている。

# 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査における待機児童マップ （都道府県別・令和6年5月1日現在）



注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数
	人
北海道	168
青森県	0
岩手県	137
宮城県	315
秋田県	32
山形県	97
福島県	529
茨城県	214
栃木県	76
群馬県	21
埼玉県	2,132
千葉県	1,181
東京都	3,731
神奈川県	811
新潟県	6
富山県	102
石川県	24
福井県	0
山梨県	17
長野県	6
岐阜県	151
静岡県	548
愛知県	670
三重県	54
滋賀県	124
京都府	124
大阪府	621
兵庫県	1,151
奈良県	58
和歌山県	49
鳥取県	42
島根県	140
岡山県	330
広島県	200
山口県	620
徳島県	64
香川県	190
愛媛県	319
高知県	240
福岡県	473
佐賀県	152
長崎県	85
熊本県	156
大分県	77
宮崎県	389
鹿児島県	143
沖縄県	917
計	17,686

喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がってきた**3つの課題に対応した6つの対応策**を追加して整理。

### 3つの課題

#### ①待機児童発生状況の偏り

- ・長期休業前に多くの待機児童が発生（**時期**）
- ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（**学年**）
- ・一部の自治体において特に発生（**地域**）

◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5%）
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で 全体の4割(R5と同様)

#### ②補助事業の未活用等

- ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。
- ・安全対策のための定員管理の必要。

#### ③関係部局間・関係者間の連携

- ・福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。

### 6つの対応策

1. 夏季休業期間中等の開所支援。
2. 特に就学にあたっての不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。
3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。
4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。
5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。
6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用に際し教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

趣旨

- ▶ 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- ▶ 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

放課後児童クラブの実施状況 (R6.5.1) 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人  
(R6.10.1) 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

## 1. 放課後児童対策の具体的な内容について

### (1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

#### 1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の嵩上げ[R6補正]
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑤ 学校施設の積極的な活用
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ 民間事業者による参入支援[R6補正]
- ⑧ スモールコンセッションによる事業所整備の周知

#### 2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善
- ③ 職員の確保支援[R6補正]
- ④ 平日夜間の人材確保支援[R7拡充]
- ⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R6補正]
- ⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- ⑧ 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減[R6補正]

#### 3) 適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

#### 4) 時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援[R7拡充]
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
- ③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

#### 5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

### (2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

#### 1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進[R7拡充]
- ② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)[一部R6補正、R7拡充]
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応[一部R6補正]
- ⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業[R6補正]
- ⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

#### 2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターの人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善(再掲)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(再掲)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

#### 3) 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組[一部R6補正]
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- ⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正
- ⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応

## 2. 放課後児童対策の推進体制について

### (1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

### (2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

## 3. その他留意事項について

### (1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

### (2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

### (3) 子ども・子育て当事者の意見反映について

# 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の『校内交流型』のイメージ

## 放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

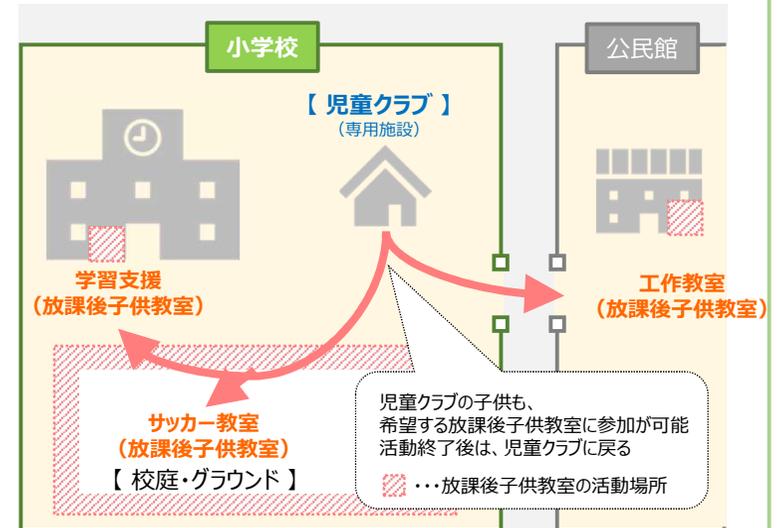
## 放課後子供教室（地域学校協働活動）

- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

## 隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

- ▶ 同一の小中学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)		〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)	
月		月	実施なし
火		火	
水	15:30～18:30	水	15:30～17:30 グラウンド 余裕教室
木	学校敷地内 専用施設	木	実施なし <small>(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援</small>
金		金	
土	08:30～18:30	土	10:00～12:00 公民館 (隣接)
日	実施なし	日	実施なし <small>(毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室</small>



**連携型**：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

**校内交流型**：連携型のうち、同一小中学校内等で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの

## 2. 放課後児童対策予算について

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和7年度予算案 1,174億円の内数（1,223億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。

## 2. 拡充内容

- 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

【現行の補助要件】

- ①国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合、
- ②放課後児童支援員を1名のみ配置した場合（小規模の場合など）、など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額 (1支援の単位当たり年額)
創設	常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合。	 * 2名とも常勤	6,552千円
① (現行)	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置（※）した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,868千円
② (現行)	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を1名のみ配置した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

## 3. 実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
- 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

## 【交付要綱】

### 1 放課後児童健全育成事業

① 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合。

※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されていて「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。

## 【Q&A(案)】 ※検討中の案です。

### 放課後児童健全育成事業の常勤職員配置の改善に係るQ&A(案)

令和※年※月※日現在

該当項目	質 問	回 答
常勤職員配置の改善について（放課後児童健全育成事業別添1関連）	交付要綱における常勤職員（放課後児童支援員）の定義は、「原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員」と示されているが、「開所している日及び時間」のすべてを満たしていない場合は、該当しないのか。	基本的には「開所している日及び時間」のすべてにおいて育成支援の業務に従事する職員を対象とするが、運営規程どおりに開所した場合の1週間の総開所時間数（40時間を超える場合は40時間を上限とする。また、長期休業期間以外の学校休業日（土曜日や日曜日）に8時間以上開所している事業所については、1週間の総開所時間数を「平日の平均開所時間数に週の開所日数を乗じた時間」で算出することも可能とする。なお、その場合は、週4日以上育成支援の業務に従事する者に限り、常勤職員に該当するものとする。）の8割以上を育成支援の業務に従事する職員も対象に含めるものとする。この場合の総開所時間数は小学校の長期休業期間を除いた平均的な1週間から算出すること。 また、運営規程において、週により「開所している日及び時間」が異なる旨を規定している場合は、平均の日数や時間数等から適切に算出すること。
常勤職員配置の改善について（放課後児童健全育成事業別添1関連）	長期休業期間以外の学校休業日に8時間以上開所している事業所が、1週間の総開所時間数を「平日の平均開所時間数に週の開所日数を乗じた時間」として算出した場合の具体例はどのようなものか。	具体例としては以下のとおり。なお、週4日以上勤務日については、どの曜日でも構わない。ただし、常勤職員配置の改善が、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から実施されていることを踏まえ、特に長時間開所する学校休業日は、こどもの安全・安心を確保するためにも、いずれかの常勤職員が配置されるような体制を検討することが望まれる。  例) 平日5時間、土曜日11時間の週6日開所している事業所であれば、 「5時間（平日の平均開所時間数）×6日（週の開所日数）= 30時間」が総開所時間数となる。 この総開所時間（30時間）の8割が24時間となるため、1週間に4日以上かつ24時間以上勤務した職員は、常勤職員に該当する。

令和6年度補正予算 22億円

<子ども・子育て支援交付金>	令和6年度補正予算	3.9億円
<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和6年度補正予算	13億円
<こども政策推進事業費補助金>	令和6年度補正予算	4.8億円

## 1. 待機児童の解消

### (1) 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業（こども政策推進事業費補助金により実施）

待機児童が50人以上生じている市町村において、現在、待機となっている児童等に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助し、待機児童の解消を図る。

### (2) 放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業（こども政策推進事業費補助金により実施）

待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助し、待機児童の解消を図る。

## 2. DX・ICTの推進

### (1) 放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業（こども政策推進事業費補助金により実施）

放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人・事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。

### (2) 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業（子ども・子育て支援交付金により実施）

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通話サービス等の使用に必要な経費を補助し、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

## 3. 施設整備等の支援

### (1) 放課後児童クラブ整備促進事業（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

### (2) 放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援（こども政策推進事業費補助金により実施）

すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行い、性被害防止のための対策とする。

令和7年度当初予算案 1,296億円（1,398億円）

<子ども・子育て支援交付金>	令和7年度予算案	1,174億円	(1,223億円)
<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和7年度予算案	87億円	(143億円)
<こども政策推進事業費補助金（放課後関係）>	令和7年度予算案	25億円の内数（22億円の内数）	
<保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）>	令和7年度予算案	10億円の内数（11億円の内数）	

## 事業の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

## 1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

### （1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6※	} 1/3 ※国(1/6)は事業主拠出金財源
	都道府県1/6	
	市町村1/6	

### （2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

### （3）放課後児童クラブ支援事業

#### ①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助

#### ②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

#### ③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

### （4）放課後児童支援員の処遇改善

#### ①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18半を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

#### ②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

#### ③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

### （5）障害児受入強化推進事業

（3）の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

### （6）小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要な経費に対する補助

### （7）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

### （8）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

### （9）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要な経費に対する補助

### （10）放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

## 2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

## 放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

- 公立の場合  
（高上げ前）国1／3、都道府県1／3、市町村1／3  
（高上げ後）国2／3、都道府県1／6、市町村1／6
- 民立の場合  
（高上げ前）国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3  
（高上げ後）国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4  
※国庫補助率の高上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

## 4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

## こどもの居場所の確保

## (1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

## (2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

## 3. 研修関係（子ども政策推進事業費補助金により実施）

## (1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

## (2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

## 育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

## (1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

## (2) 放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

## 5. 令和7年度予算における拡充内容（子ども・子育て支援交付金により実施）

## ① 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援【拡充】

## ○放課後児童健全育成事業（運営費）

既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり 747千円（年額）

## ○放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）

上記に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な開設準備経費の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり 600千円（年額）

## ② 長時間開所加算（平日分）の要件変更【拡充】

保育所の開所時間を踏まえ、遅い時間まで開所する放課後児童クラブを支援するため、長時間開所加算（平日分）の要件を見直し、18時半を超えて開所する場合の加算とする。

（見直し前）1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合  
（見直し後）18時半を超えて開所する場合

## 6. こども・子育て支援加速化プラン（子ども・子育て支援交付金により実施）

## 運営費における常勤職員配置の改善【令和6年度より継続】

「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、運営費における「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助。

【補助基準額案】1支援の単位当たり 6,939千円（年額） ※年間開所日数250日以上、児童数36～45人の場合

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 1,174億円の内数（1,223億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童の発生状況等から、年度前半とりわけ夏季休業期間中のニーズへの対応が求められている。そのため、既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に、同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行うことにより、夏季休業期間中に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

## 事業の概要

### (1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に、同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行う。

【補助基準額案】 747千円（分室に設置する1支援の単位当たり年額）

### (2) 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）

上記（1）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な開設準備経費の補助を行う。

【補助基準額案】 600千円（分室に設置する1支援の単位当たり年額）

### 【実施イメージ】

同一市町村域内に所在する本体の事業所の管理下にある分室を設けた場合の支援。



## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

### 3. 放課後児童クラブの 質の確保等について

## 放課後児童クラブ運営指針の改正経過

放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示し、各市町村における質の向上をはかるため、「放課後児童クラブガイドライン」(平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を策定した。

平成27年度～ 子ども・子育て支援新制度（児童福祉法改正、子ども・子育て支援法等施行）  
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の公布、市町村における基準条例の制定

※厚生労働省委託による調査研究にて、放課後児童クラブガイドライン改正案を検討

放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

※厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会での議論。(令和5年3月28日報告書)  
※こども家庭庁こども家庭審議会こどもの居場所部会、同部会児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会での検討(令和6年3～8月)。同専門委員会としてこどもの意見聴取の実施(令和6年6月)。

### 改正ポイント

- 1 「こども基本法」「こどもの居場所づくりに関する指針」
- 2 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」
- 3 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」
- 4 厚生労働省社会保障審議会 児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会報告書
- 5 近年の放課後児童クラブを取り巻く動向
- 6 「子ども」の表記を「こども」に統一する

第一次改正:令和7年1月22日 こども家庭庁成育局長通知 ※令和7年4月1日施行

# 放課後児童クラブにおける虐待等不適切な事案について

○児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為について、設備運営基準第12条において禁止しているが、増加傾向にある。

	令和6年	令和5年	令和4年
基準第12条に規定する虐待等の発生件数	13	10	0

それぞれ前年度一年間で発生した件数

○虐待の種類は「身体的虐待」が最も多く、令和6年の13件のうち8件となっている。こどもへの育成支援を行う中で、感情的になり暴力行為に及ぶ事案が報告されている。

○改正した放課後児童クラブ運営指針においても、こどもの人権への配慮や虐待行為の禁止に加え、新たに事業所内で児童虐待等が行われた際の対応について定めることを追記し、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組むことを求めている。

○職員倫理・職場倫理の向上に資する研修の実施、事案が発生した場合の対処方法等の検討をお願いしたい。

# 放課後児童クラブの運営内容の評価について

- 設備運営基準第5条第4項及び運営指針第7章において、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について自己評価を行い、結果を公表するように努めるものとしている。自己評価(チェック)ツールは、こども家庭庁ホームページで公開しているので、活用されたい。

自己評価の実施あり	15,124 (59.0%)
評価を行う際に、こどもや保護者の意見を取り入れている	13,794 (53.8%)

- また、質の確保のため、第三者評価の活用も期待される。

第三者評価の実施あり	3,737 (14.6%)
第三者評価の結果を公表している	2,711 (10.6%)

- 福祉サービス第三者評価事業の枠組みにおける「放課後児童クラブ評価基準ガイドライン」を定めており、この評価基準を利用した第三者評価機関との契約による評価実施に対する補助を行っている。受審率が低調な状況のため、積極的に活用いただきたい。

実施要綱別添11「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」の補助対象となる第三者評価機関による評価を受審している	810 (3.2%)
--	------------

令和6年5月1日現在 ( )内は全クラブ数に対する割合

## 4. 放課後児童クラブの 安全対策等について

# 放課後児童クラブにおける事故報告について

- 「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和6年3月22日 こ成安第36号、5教参学第39号)等に基づき、放課後児童クラブにおける
  - (1)死亡事故
  - (2)意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
  - (3)治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故については、報告を求めている。
- 国への第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)としていることから、各自治体においては、事業所に周知いただくよう、改めてお願いします。
- 放課後児童クラブにおける令和5年中に発生した事故は、651件となっており、前年比86件増となった。注意喚起をお願いしたい。
- なお、令和5年7月・8月には、放課後児童クラブの活動中の事故により、児童が亡くなるという大変痛ましい事案が続いた。このほか、一時意識不明となる事故も発生した。
- 重ねて、放課後児童クラブにおける安全管理の徹底をお願いします。

令和5年7月に発生した放課後児童クラブの活動中におけるプールでの死亡事故を受け、こども家庭庁では注意喚起を行っています。

放課後児童クラブや児童館において、プール活動等（プールをはじめ、海や川などにおいて児童が入水を伴う活動のこと。）を行う際には十分に準備を行った上で、安全を確保した状態で実施するようにしてください。

## 留意事項

- ・プール活動は重大事故につながる可能性があることから、プール活動を行う場合は、監視体制、職員研修、児童への安全指導、緊急事態への対応（連絡体制やAEDの所在確認等を含む）等に関するマニュアル等を作成する必要がある。作成にあたっては、使用する環境（プール、海・川・湖等）によって、状況が異なること等を想定すること。放課後児童クラブにおける事故やケガの防止や発生時の対応に関するマニュアルに付記することも考えられる。
- ・また、作成したマニュアルは、全ての職員（放課後児童支援員以外の職員やボランティア等を含む）に周知し、理解させる。
- ・必要に応じて、マニュアルに即した研修や訓練を実施する。
- ・使用するプール等の状況（水深、管理体制、周囲の環境、天候等）を事前に把握することが求められる。
- ・長期休業期間は、臨時的雇用者を配置する可能性があることから、通常と異なる等体制上の懸念がある場合は、プール活動を中止する等の判断を行う。
- ・放課後児童クラブは、異学年児童が同時に活動する特徴があり、利用児童の発達段階を踏まえたプール活動や水遊びの内容を検討する必要があることを職員全員が理解する。
- ・プール活動に参加する児童の泳力や心身等の状況を把握することが求められる。
- ・小学校での水泳に関する指導内容について、在籍校に確認する等により状況を把握する。その際、「水泳等の事故防止について」（令和5年4月27日付5ス庁第215号スポーツ庁次長通知）等を参照することも考えられる。
- ・放課後児童クラブの管理下を離れ、学校のプール教室等に参加・引率をする場合、学校職員と事前協議を行い、放課後児童支援員等との業務内容等を明確にしておくことや、当日の参加児童人数の確実な把握及び引継ぎが求められる。

※こども家庭庁ホームページで関連する事務連絡を公開していますので、必ずご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodatechien/houkago-jidou/>

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/>

# 児童館・放課後児童クラブにおける「安全計画」の策定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）の規定により、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正され、児童館・放課後児童クラブにおいて、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画「安全計画」を策定することになりました。（令和5年度は努力義務、令和6年度から義務化）

## 策定のポイント

- ・放課後児童クラブ等の設備の安全点検の実施に関すること
- ・マニュアルの策定
- ・児童・保護者への安全指導
- ・事業所・施設内での活動は勿論のこと、遠足等の事業所・施設外の活動時の安全確保に関すること
- ・放課後児童クラブ等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時の安全確保に関すること
- ・安全確保に係る取組等を確実に行うための放課後児童クラブ等職員への研修や訓練に関すること
- ・年間スケジュール（いつ・なにを行うか）
- ・再発防止の取組



## 策定後に事業者求められること

- ・計画の内容を、実際に児童への支援等を行う職員に周知する
- ・研修や訓練を定期的実施する
- ・（放課後児童クラブ）  
利用する児童の保護者に対し、事業所内外における児童の安全に関する連携を図るため、事業所での安全計画に基づく取組の内容等を入所時等の機会において説明を行うなどにより周知する
- ・（児童館）  
利用する児童の保護者に対し、施設での安全計画に基づく取組の内容等を利用時等の機会において説明を行うなどにより周知することが望ましい
- ・PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行う

※具体的な安全計画や、取組と実施時期の例を「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月21日 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）において、例示しているので参照いただきたい。

## 5. 參考資料

# 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査における待機児童数上位20自治体の取組状況①

待機児童数上位20自治体における待機児童に関する状況①

市区町村名	①令和6年5月1日時点待機児童数（確報値）								②令和6年10月1日時点待機児童数（速報値）								③対象学年	④登録児童数	⑤定員		⑥学校内実施率	⑦校内交流型実施率	⑧放課後児童クラブと一体的に運営する類似事業の有無	⑨児童館・ランドセル来館の実施有無	⑩放課後居場所緊急対策事業の実施有無	⑪放課後児童クラブ利用調整支援事業の実施有無	
	合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	前年比	合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	前年比			総定員	定員充足率							
1 埼玉県越谷市	395	31	48	85	164	56	11	67	36	6	9	12	8	1	0	9	小学6年生まで	3,477	3,538	98.3%	89.3%	33.9%					
2 埼玉県所沢市	392	47	42	67	158	56	22	55	151	14	21	18	62	28	8	▲5	小学6年生まで	3,470	3,101	111.9%	26.4%	13.2%					
3 東京都足立区	388	42	89	105	101	37	14	125	267	20	63	80	74	21	9	103	小学6年生まで	5,209	5,113	101.9%	30.9%	30.9%		○			
4 東京都葛飾区	383	18	41	173	114	28	9	55	230	11	16	104	85	11	3	▲25	小学6年生まで	4,976	5,019	99.1%	57.0%	21.5%			○		
5 東京都杉並区	371	12	20	151	164	21	3	114	167	5	3	74	73	10	2	74	小学6年生まで	6,155	5,657	108.8%	38.6%	28.1%		○			
6 兵庫県宝塚市	314	46	42	57	129	26	14	149	122	15	13	35	48	8	3	94	小学6年生まで	2,294	2,379	96.4%	51.1%	37.8%					
7 埼玉県さいたま市	288	45	66	109	43	22	3	▲41	113	6	11	51	26	16	3	▲11	小学6年生まで	13,425	14,177	94.7%	24.7%	23.8%					
8 兵庫県尼崎市	269	16	57	113	53	22	8	64	177	3	36	91	37	9	1	74	小学6年生まで	3,384	3,315	102.1%	67.1%	67.1%	○	-			
9 東京都立川市	242	4	39	107	67	21	4	30	116	3	17	45	37	11	3	39	小学6年生まで	1,913	1,790	106.9%	34.2%	0.0%		○	○		
10 岡山県岡山市	236	0	0	3	116	89	28	43	52	1	1	0	35	12	3	▲12	小学6年生まで	9,904	9,856	100.5%	86.3%	14.7%		○			
11 山口県山口市	229	6	9	42	132	26	14	9	109	2	4	18	59	17	9	2	小学6年生まで	2,656	2,822	94.1%	54.2%	0.0%					
12 東京都中央区	226	29	74	80	37	6	0	▲31	212	22	68	80	36	6	0	▲22	小学6年生まで	1,135	1,133	100.2%	37.0%	37.0%	○				
13 兵庫県姫路市	225	42	16	10	119	31	7	88	44	13	3	4	16	6	2	18	小学6年生まで	4,616	6,581	70.1%	68.5%	0.0%					
14 千葉県船橋市	219	11	24	72	71	31	10	▲119	56	1	4	20	25	6	0	▲6	小学6年生まで	5,690	5,339	106.6%	89.4%	89.4%	○	○			
15 山口県下関市	217	0	12	26	109	55	15	121	38	0	0	2	17	17	2	5	小学6年生まで	2,476	3,030	81.7%	92.1%	44.7%					
16 東京都目黒区	214	19	44	77	62	11	1	100	174	13	26	81	43	11	0	122	小学6年生まで	2,504	2,624	95.4%	41.7%	0.0%	○	○			
17 千葉県市川市	205	3	3	0	85	87	27	22	88	0	0	0	33	42	13	8	小学6年生まで	5,712	6,138	93.1%	75.5%	81.6%					
18 静岡県浜松市	202	14	18	65	61	38	6	12	78	9	13	27	18	9	2	▲75	小学6年生まで	7,275	7,777	93.5%	83.2%	0.0%					
19 神奈川県茅ヶ崎市	200	23	22	49	57	35	14	8	71	5	7	28	19	9	3	▲3	小学6年生まで	2,162	2,251	96.0%	5.6%	5.6%		-	○		
20 埼玉県朝霞市	197	10	27	83	69	8	0	129	128	8	17	51	47	5	0	81	小学6年生まで	1,776	1,854	95.8%	45.5%	0.0%	○				

各項目について

- ③ 放課後児童クラブの対象児童の学年
- ⑥ 実施場所が学校の余裕教室、学校敷地内専用施設のクラブの割合
- ⑦ 放課後子供教室と放課後児童クラブを同一学校内等において実施しており、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動に参加できるクラブの割合
- ⑧ 放課後児童クラブを実施している小学校区にある全ての小学校内において、放課後児童クラブと類似した事業（開所時間や活動内容が同程度）が放課後児童クラブと併設されている場合は○を選択
- ⑨ ランドセル来館事業とは、下校後自宅に帰宅せずランドセルを背負ったまま児童館に来館できる取組。実施している場合は○、管内に児童館がない場合は「-」を選択
- ⑩ 令和6年度交付申請ベースで回答（保育対策総合支援事業費補助金）
- ⑪ 令和6年度交付申請ベースで回答（子ども・子育て支援交付金）

※ **青塗り**の自治体：令和5年度にヒアリング等を実施  
**赤塗り**の自治体：令和6年度にプッシュ型支援を実施

# 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査における 待機児童数上位20自治体の取組状況②

## 待機児童数上位20自治体における待機児童に関する状況②

市区町村名	⑫令和6・7年度に実施する待機児童対策
1 埼玉県越谷市	保育室の新設及び改修を行い、定員の拡充を図っている。令和7年度以降も引き続き施設整備を進めていく。
2 埼玉県所沢市	・令和6年7月に1施設新設・1支援単位増設・令和7年4月から2施設新設・令和7年度夏季休業中に放課後居場所緊急対策事業の実施を予定上記取組みにより、待機児童の解消を目指している。
3 東京都足立区	学童保育室、放課後子ども教室、児童館特例利用等による放課後の居場所の確保を総合的に推進していく。 確保方策としては、①余裕教室を活用した学童保育室の定員拡大及び新設②需要が多い地域への民設学童保育室の誘致③放課後子ども教室との一体的運用の検討を進めていく。
4 東京都葛飾区	放課後居場所緊急対策事業「かつしかプラス」（学校内の諸教室を活用した待機児童の見守り事業）を4校で実施した。待機児童の多い地域で学童保育クラブを新設した。 公立学童保育クラブにて、待機児童の多い3クラブにおいて、夏季一時学童保育の追加受入れを行った。
5 東京都杉並区	令和7年に学童クラブ2所を整備するほか、引き続き、量的整備の検討を行う。 合わせて、全40校中17校で実施の小学校内での放課後等居場所事業を9年度までに全校実施（7年度3校）するとともに、おやつ提供等、事業の拡充により、待機児童の受け皿となる取組を進める予定。
6 兵庫県宝塚市	・民間児童クラブの誘致を行い、受け入れ態勢の確保に努める。・夏休み期間限定の受け入れ枠を創設し、利用者の分散を図る。
7 埼玉県さいたま市	民間物件を活用した民設放課後児童クラブの整備に取り組むとともに、学校施設を活用して利用を希望する全ての児童を受け入れる「放課後子ども居場所事業」のモデル事業を実施する。
8 兵庫県尼崎市	令和7年4月より、待機児童が多く発生している小学校の敷地内において、クラブ数の増（計3クラブ）を予定しているほか、民設民営の放課後児童クラブに対する補助金の拡充を予定。
9 東京都立川市	令和6年度は、民間委託による放課後子ども教室（週5開催）を、市内19校中11校で実施。7年度はさらに4校に導入するほか、新1年生の利用開始時期を前倒しし、利用促進を図る。 また、最も待機児童の多い学区に学童保育所を新設する。
10 岡山県岡山市	・定員を超えた弾力的な受け入れ・職の周知の強化等による支援員等の確保・特別教室のタイムシェアによる受け入れの拡大・施設の建て替え等による受け皿の確保・民間事業者を活用した受け皿の確保
11 山口県山口市	令和6年7月に支援の単位を2増設している。また、新規専用施設の整備により令和7年4月から支援の単位を10増設するなど、待機児童の解消に取り組んでいる。
12 東京都中央区	民設民営学童クラブの誘致や区立小学校内への学童クラブ設置により待機児童の解消を図っていく。
13 兵庫県姫路市	職員の募集媒体を拡充する等、幅広く職員募集を周知し人材不足の解消に努めた。空き教室の活用等を行い、定員の増加を行うとともに、民設民営クラブの整備についても検討する。
14 千葉県船橋市	令和6年度はランドセル来館の居場所確保事業やタイムシェアによる受入拡大を実施した。令和7年度はタイムシェアの実施校拡大や増設、職員の処遇改善などを検討している。
15 山口県下関市	受け皿の確保としては、小学校の空き教室や特別教室の確保やタイムシェアによる利用を検討。併せて、市報やアプリ等を活用し、支援員・補助員の確保を行う。
16 東京都目黒区	令和7年度からすべての児童が小学校内で過ごすことのできる放課後子ども教室のサービスを拡充し、児童館（ランドセル来館を含む）とあわせて、学童保育クラブ以外の放課後の子どもの居場所の選択肢を用意することで、待機児童の解消を図る。
17 千葉県市川市	令和7年4月に1支援の単位を増設し、待機児童が発生した1校についてその解消を目指している。その他の待機児童発生校についても、児童の安全確保等の観点から小学校と調整し余裕教室等を活用した増設を図っていく。
18 静岡県浜松市	学校の空き教室等の活用に加え、民設民営の放課後児童クラブの運営に関する補助を拡充し、民間事業者の参入を促すことで、定員拡大を図り、待機事業を解消する。
19 神奈川県茅ヶ崎市	令和7年4月開所に向けて民設民営児童クラブの公募を行っているほか、学校の特別教室等を活用し、開所に向けての調整や、夏季臨時保育の実施を検討している。
20 埼玉県朝霞市	・令和6年度から3年間、民間放課後児童クラブにおいて、低学年児童の児童を優先的に受け入れを行うクラブに対して補助金の交付を予定。・令和7年度から、居場所提供型の放課後子ども教室の実施を予定。

※ **青塗り**の自治体：令和5年度にヒアリング等を実施

**赤塗り**の自治体：令和6年度にプッシュ型支援を実施

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が50人以上生じている市町村において、現在、待機となっている児童等に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助することにより、放課後のこどもの居場所を確保するとともに待機児童の解消を図る。

## 事業の概要

### (1) 関係者による協議の場の設置

- ・ 待機児童解消を目指すことと並行し、待機児童等が利用することのできる放課後児童クラブと同程度の預かり事業の実証に向けた協議を行う場（以下、「関係者協議会」という。）を設け、市町村域の担当部署や学校・教育委員会、事業者等の関係者を集め、待機児童の生活実態や自治体における受け皿整備の課題について調査等を通じて把握した上で、ニーズに応じた事業実施に向けた具体的な対応策の検討、評価等を行う。

### (2) 放課後児童クラブと同程度の預かり支援事業の実施

- ・ 関係者協議会において議論された課題を踏まえ、待機児童や新たに放課後児童クラブの利用を希望する児童に対して、学校や児童館等の既存の社会資源を活用した放課後児童クラブと同程度の開所日数や開所時間を設定した預かり支援事業を実証する。

#### <具体的な支援事業の例>

- ・ 児童館等のこどもの居場所の開所時間を近隣の放課後児童クラブの開所時間同等まで延長する等の預かり支援事業
- ・ 放課後子供教室の終了後に、居場所が必要な児童に対して別途、預かりを行う事業
- ・ 児童等のニーズに応じた、小学校区を超えて利用できる事業（送迎支援事業や送迎ステーション事業の試行的運用等）の実施
- ・ 保育所や企業主導型保育施設等の活用による小規模な預かり支援事業

### (3) 成果物の提出・好事例の横展開

- ・ 実証事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、国に報告する。  
国は、自治体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。
- ・ なお、本事業の検証結果については、市町村における令和7年度以降の待機児童解消計画等に反映する。

## 実施主体等

【実施主体】市町村（待機児童が50人以上生じている市町村（令和7年度に待機児童が50人以上生じる見込みのある市町村を含む。））

【補助率】定額（国：10/10）

【補助単価】1自治体あたり年額：4,000千円

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

## 事業の概要

- 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。  
ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

### <具体的な取組例>

- ・ 都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
- ・ シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
- ・ こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
- ・ 放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）

※令和7年度に上記人数以上の待機児童が生じる見込みの場合も含む。

【補助率】 定額（国：10/10）

【補助単価（年額）】 都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用手続きや運営に係るオンライン化、ICT導入は進んでいない。そのため、放課後児童クラブ分野のDXを推進することにより、利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、業務負担軽減などが見込まれる。
- 本事業では、市町村域における放課後児童クラブDX推進に必要な業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発（既存システムの改修を含む）等を通じ、入所申請等に係る手続きのオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的なDX推進のため、実証等を行う。
- 成果物を活用し、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討、好事例の横展開等を行い、放課後児童クラブDXを推進する。

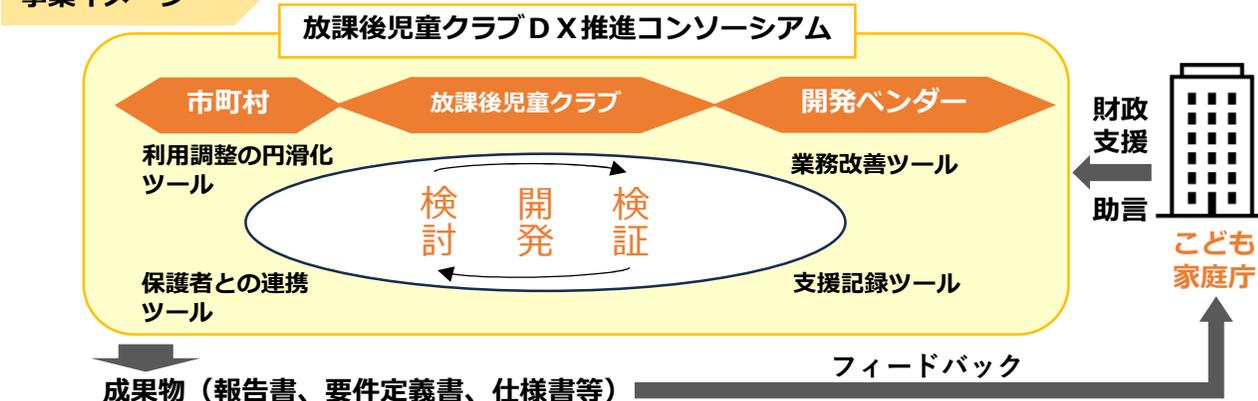
## 事業の概要

- 放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人、事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。
- 実証する業務範囲は、複数の機能を接続するようなものを想定。例示している業務間をつなぎ、シナジー効果を発揮できるようにする。

## 想定される業務・機能例

- ▶ **市町村**
  - ・利用申請手続き、面談等の予約
  - ・利用調整、空き定員の公表
- ▶ **放課後児童クラブ**
  - ・児童の出欠席の記録、管理
  - ・保護者からの欠席、遅刻、早退等の連絡
  - ・保護者への連絡、アンケートの実施
  - ・利用料の請求、請求書の作成
  - ・職員の出退勤の管理、自治体への報告
  - ・市町村からクラブへの情報提供
  - ・育成支援の記録 等
- ▶ **これらをつなぐもの**

## 事業イメージ



## 実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）
- 【補助率】定額（国：10/10）
- 【補助単価】1自治体あたり年額：10,574千円

令和6年度補正予算（子ども・子育て支援交付金） 3.9億円

## 事業の目的

- 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減や利用者の利便性を向上させる環境整備は運営における課題となっており、本事業では、放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図ることを目的とし、更なる放課後児童クラブ等におけるICT化の推進に向け、引き続き支援を続けていく必要がある。

## 事業の概要

### 【事業内容】

#### （1）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- ・ 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- ・ 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

#### （2）翻訳機等の購入

- ・ 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

### 【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

### 【補助単価】

- （1）業務のICT化等を行うためのシステム導入・・・1か所当たり 500,000円
- （2）翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・1か所当たり 150,000円

## 活用イメージ

### 放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）



## 事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

## 事業の概要

- 待機児童が発生している市町村において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援施設整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要がある。
- 施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し、本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

## 事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

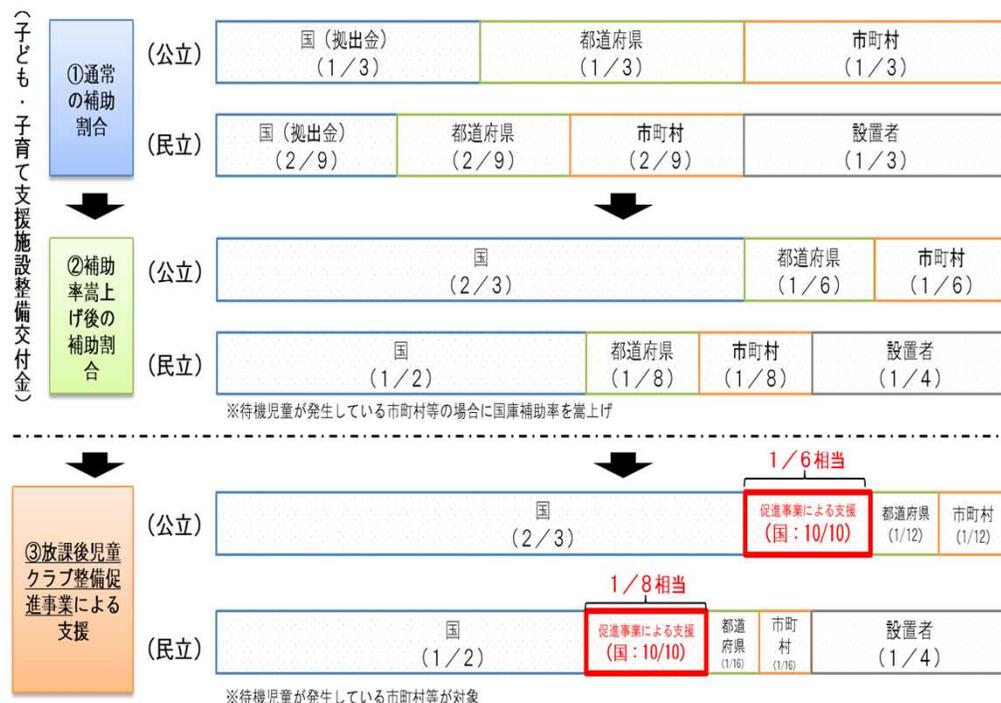
## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】定額（10/10相当）

※子ども・子育て支援施設整備交付金で実施

## 事業イメージ



(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

自治体の負担割合を1/2軽減

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

令和6年度補正予算 1.1億円

## 事業の目的

- すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等への支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

## 事業の概要

### 【事業内容】

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

### 【対象施設】

放課後児童健全育成事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）、児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、親子関係形成支援事業所

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村、都道府県等が認めた者

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 4、事業者 1 / 4

【補助基準額】 1施設当たり100千円

※放課後児童健全育成事業所については、1支援の単位当たりとする。

令和7年度予算案 91億円+ 令和6年度補正予算 13億円 (令和6年度当初予算 156億円)  
※令和7年度当初予算案91億円 全額、事業主拠出金を充当

## 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

## 事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

### (1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

### 【令和6年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助 (放課後児童クラブ整備促進事業)

### (2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

## 実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
<b>放課後児童クラブ整備費</b>				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
<b>病児保育施設整備費</b>				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

## (放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

自治体の負担割合を1/2軽減

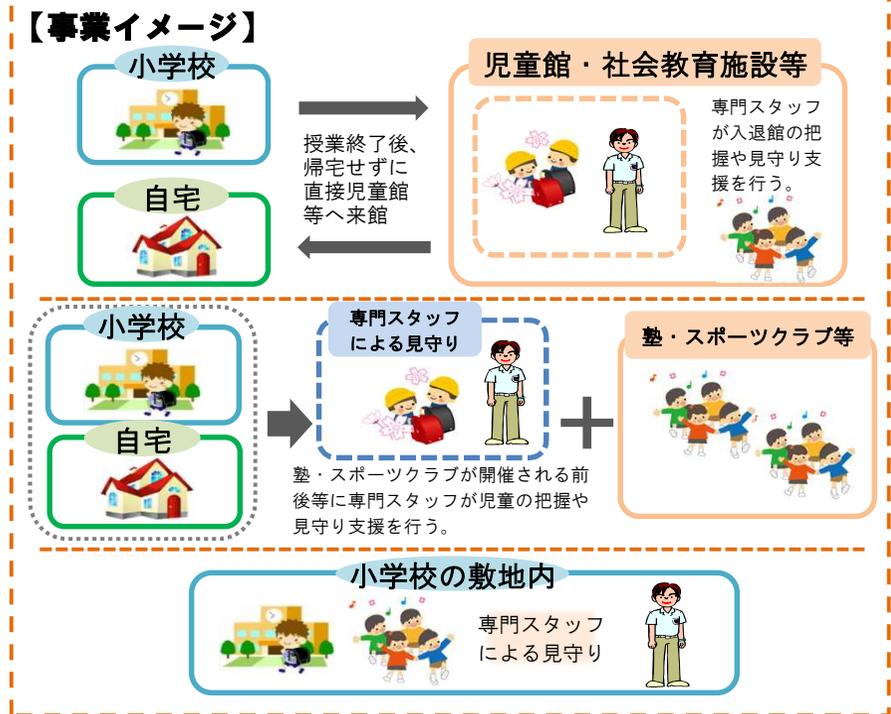
＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数）

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

## 事業の概要

- 1 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 2 職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。
- 3 開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上
- 4 実施場所**：児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 5 対象事業の要件**
  - (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
  - (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
  - (3) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。



## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】①運営費：1,116千円（年額） ②環境整備のための設備費等：500千円（年額）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数）

## 事業の目的

- 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

## 事業の概要

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合には、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業については、連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】

- ①運営費：1,116千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,416千円）
- ②放課後児童支援員を配置した場合の加算：778千円
- ③環境整備のための設備費等：2,000千円

## 事業イメージ



# 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置 （「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数）

## 事業の目的

- 放課後児童クラブにおいて、こどもの安全の確保を図り、また、こどもの主体的な活動を尊重し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

## 事業の概要

- 放課後児童クラブにおいて、こどもが安全・安心に過ごすことができ、こどもの主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するため、地域の実情に応じ、以下のような業務を担うアドバイザーを市町村等に配置し、放課後児童クラブに対する支援体制の強化を行い、放課後児童クラブにおける運営の質の向上を図る。
  - ✓ 放課後児童クラブにおける事故・けが防止や防犯・防災対策等こどもの安全管理体制等に関する職員への助言。
  - ✓ 放課後児童クラブをベテランの放課後児童支援員が巡回し、職員に対し、こどもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイスや指導等の実施。また、障害のあるこどもや特に配慮を必要とするこどもの支援にあたり、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うための助言。
  - ✓ 利用児童の預かりだけではなく、地域との相互交流など地域に開かれた放課後児童クラブの運営を行うための助言・サポート。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む。） ※実施主体が認めた者に委託等可

【補助率】 国 1 / 2、市町村（又は都道府県） 1 / 2

【補助基準額案】 4,064千円 ※「保育士への巡回支援」等の事業と同額

## 事業イメージ

放課後児童クラブ



巡回アドバイザー

巡回による安全管理体制の助言や職員に対する遊び・生活に関する支援や必要に応じて関係機関の紹介、等

放課後児童クラブ



# 放課後児童クラブの人材確保支援

(「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施) **成育局 成育環境課**

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数 (11億円の内数) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とし、実施に必要な追加経費分を加算する。また、放課後児童支援員を保育人材等就職・交流支援事業の対象とする。

## 事業の概要

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とするとともに、対象とした場合の追加経費（人件費及び事務諸費）について加算する。  
また、「保育人材等就職・交流支援事業」の対象とする。
  - ✓ 放課後児童支援員として就労したい方に、保育士・保育所支援センターに登録してもらい、同センターにおいて、就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）の実施や、放課後児童支援員の求人を行う事業者とのマッチングを行う。【保育士・保育所支援センター設置運営事業】
  - ✓ 保育士・保育所センター等と連携し、市町村において就職希望者等に対して再就職支援や就業継続支援等を行う。【保育人材等就職・交流支援事業】

## 実施主体等・事業イメージ

### 保育士・保育所支援センター設置運営事業

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【補助率】国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【補助基準額案（1自治体当たり）】

- ・保育士・保育所支援センター運営費：基本分 2,129千円  
取組に応じた加算分 3,434千円（普及啓発経費加算）  
2,090千円（養成校等との連携加算）
- ・保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円
- ・放課後児童支援員の人材確保支援経費：1,325千円 等

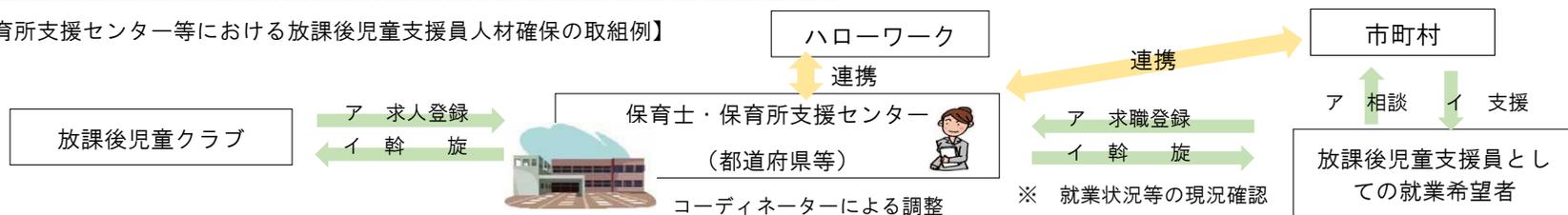
### 保育人材等就職・交流支援事業

【実施主体】市町村

【補助率】国：1/2 市町村：1/2

【補助基準額案（1市町村当たり）】11,809千円

【保育士・保育所支援センター等における放課後児童支援員人材確保の取組例】



# 放課後児童支援員等処遇改善等事業の概要

放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善等に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

## 1. 非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業

補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平日は、18時30分を超えて開所していること</li> <li>②家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置（常勤、非常勤は問わない）</li> <li>③平成25年度の賃金に対する改善を行っていること</li> </ul>
補助の内容	<p>上記②の職員の賃金改善経費として、1支援の単位当たり年額1,678千円（令和6年度予算）</p> <p>※1,678千円を何人の職員で分けてもよい。</p>
補助割合	<p>国 : 1/3</p> <p>都道府県 : 1/3</p> <p>市区町村 : 1/3</p>

## 2. 常勤職員を配置するための追加費用（賃金改善に必要な費用を含む）の一部を補助する事業

補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平日は、18時30分を超えて開所していること</li> <li>②左記1の②の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する常勤職員を配置</li> <li>③平成25年度の賃金に対する改善を行っていること</li> </ul>
補助の内容	<p>上記②の常勤職員を配置（賃金改善に必要な費用を含む）するための追加費用として、1支援の単位当たり年額3,158千円（令和6年度予算）</p> <p>※3,158千円を何人の職員で分けてもよい。</p>
補助割合	<p>国 : 1/3</p> <p>都道府県 : 1/3</p> <p>市区町村 : 1/3</p>

※ 支援の単位ごとに、1又は2のいずれかの補助を受けることが可能。

# 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

(子ども・子育て支援交付金 令和6年度予算：1,223億円の内数)

## 1. 趣旨・目的

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

## 2. 実施主体

市町村（特別区を含む。） ※市町村が認めた者へ委託等を行うことも可

## 3. 補助割合

国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

## 4. 令和6年度補助基準額

1 支援の単位あたり (i) ~ (iii) の合計額

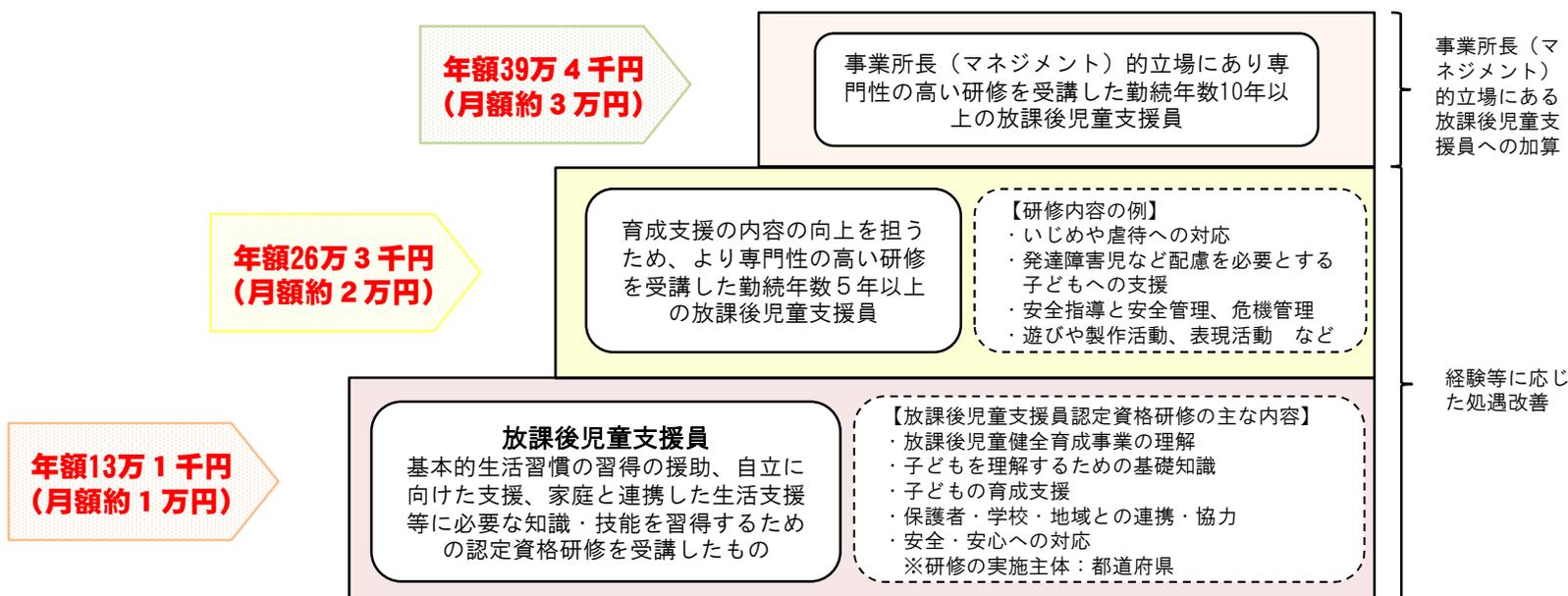
(i) 131千円 [1人当たり年額] : 放課後児童支援員

(ii) 263千円 [1人当たり年額] : 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者

(iii) 394千円 [1人当たり年額] : 概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した事業所長の立場にある者

※ 1 支援の単位あたりの国庫補助基準額の上限額は919千円

## 5. 事業のイメージ



# 放課後児童支援員等に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善

（子ども・子育て支援交付金 令和6年度予算：1,223億円の内数）

## 1. 事業概要

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施する。

- ※ 令和3年度補正予算により、令和4年2月から9月の間、子ども・子育て支援交付金とは別の補助金（国10/10）で補助。令和4年10月以降については当初予算において、子ども・子育て支援交付金により実施（国1/3, 都道府県1/3, 市町村1/3）。

## 2. 対象者

放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員（非常勤職員や公立の職員も含む。）。

- ※ 経営に携わる法人の役員である職員を除く。
- ※ 補助額は【補助基準額（月額）×賃金改善対象者数（非常勤は常勤換算）×実施月数】により算出する。
- ※ 実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
- ※ 「放課後児童支援員等処遇改善事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施していない放課後児童クラブも本事業の対象。

## 3. 実施要件

① 基本給又は決まって毎月支払われる手当※により、補助額以上の賃金改善を実施すること。

- ※ 基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。

② 賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。

## 4. 資金の流れ（イメージ）



## IV. 児童厚生施設について

# 1. 児童館、児童遊園の運営について

# 児童館の概要

## 1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、すべてのこどもに健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的な発達支援、健康の増進、地域組織活動(母親クラブ等)との協働、中・高校生世代への支援、子育て家庭への相談、放課後児童の育成支援等

## 2. 設置状況

4, 259か所 (公営:2, 255か所、民営:2, 004か所) <社会福祉施設等調査(令和5年10月1日現在)>

## 3. 設置及び運営主体

都道府県、市町村(特別区含)、社会福祉法人等

## 4. 設備、職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

## 5. 財政支援

- 施設整備費(令和6年度予算案):次世代育成支援対策施設整備交付金(67億円の内数)

【補助率】定額(原則1/3相当)

※地域における「こどもの居場所」として機能強化を図る児童館の施設整備については、補助率を1/3→1/2に嵩上げ。

- 運営費:平成24年度から地方交付税措置

## 6. 運営について

- 児童館ガイドライン:児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの (令和6年12月こども家庭庁成育局長通知)

## 児童館ガイドラインの改正経過①

児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、平成23年3月に児童館ガイドラインを発出した。（平成23年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

### 以後、改正・施行された法令等

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年)
- ・いじめ防止対策推進法(平成25年)
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年)
- ・放課後児童クラブ運営指針(平成27年)
- ・子ども・子育て支援法(平成27年)
- ・児童福祉法(平成28年)

### 今日的なこどもの福祉的な課題へ対応する児童館活動の現状

※社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(平成27年5月設置)及び同委員会「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」(平成29年2月設置)で検討し、改正案を作成

## 第一次改正:平成30年10月1日 厚生労働省子ども家庭局長通知

### 【改正のポイント】

- 児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの意見の尊重、最善の利益の優先等について示した。
- 児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理した。
- こどもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示した。
- 児童館の職員に対し、配慮を必要とするこどもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めた。
- 子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を追加した。
- 大型児童館の機能・役割について新たに示した。

## 児童館ガイドラインの改正経過②

平成23年策定

平成30年改正(第1次改正:児童館の機能拡張を目指し、施設特性の明確化、福祉的対応や子育て支援の記載を充実等)

※厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会、同専門委員会児童館のあり方に関する検討ワーキンググループでの議論。(令和5年3月28日報告書)

※こども家庭庁こども家庭審議会こどもの居場所部会、同部会児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会での検討(令和6年3~8月)。同専門委員会としてこどもの意見聴取の実施(令和6年6月)。

### 改正ポイント

#### 1 「こども基本法」「こどもの居場所づくりに関する指針」

同法(令和5年4月1日施行)、同指針(令和5年12月22日閣議決定)の内容を反映する。

#### 2 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」

同パッケージ(令和5年7月26日)において、児童・生徒間の性暴力への対応について盛り込むことを検討することとしている。  
パッケージの内容は、令和6年4月25日関係府省会議において、総合的な対策として推進するものと位置付けている。

#### 3 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」

改正省令(令和4年厚生労働省令第159号)による安全対策(安全計画、自動車運行時の所在確認等)の内容を反映する。

#### 4 厚生労働省社会保障審議会 児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会報告書

同報告書(令和5年3月28日)において指摘されている内容(居場所づくりの強化等)について反映する。

#### 5 近年の児童館を取り巻く動向

施設内虐待や不適切な支援、交通安全等への対応状況を踏まえて改正する。

#### 6 「子ども」の表記を「こども」に統一する

第2次改正:令和6年12月3日 こども家庭庁成育局長通知 ※令和7年4月1日施行

//

こども家庭庁成育局成育環境課長通知(解釈通知)

# 児童遊園について

## 1. 概要

○児童遊園は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設。(児童福祉法第40条)

## 2. 標準的設備

- 敷地は、原則として330㎡以上。
- (1)遊具(ブランコ、砂場、滑り台、ジャングルジムなどの設備)
  - (2)広場、ベンチ、便所、飲料水設備、ごみ入れ等
  - (3)柵、照明設備

## 3. 職員

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が配置される。

## 4. か所数

- 2,033か所  
(公営:1,987か所 民営:46か所)  
<社会福祉施設等調査(令和5年10月1日現在)>

## 5. 国の助成

- 昭和39年度まで、設置費補助を実施  
(昭和40年度以降は、年金融資制度に切り替えたが、本制度も平成12年度をもって廃止)

## (参考)児童遊園をめぐる動き

- 平成18年6月 体力づくり関係3省(文科省・厚労省・国交省)打合せ会の開催  
→文部科学省を中心に連携方策の検討を行うことを確認。
- 平成18年9月21日 文部科学省「スポーツ振興基本計画」告示  
→「子どもの体力の向上のための方策」として、「地域の公園など住民のスポーツやレクリエーションの場、子どもが自由かつ安全に遊べる場の充実が必要」「地域の公園については、子どもが一層自由かつ安全に遊べるよう、関係機関との連携を図る。」と記載。
- 平成18年10月 厚生労働省「児童遊園のあり方及び今後の活用についての調査研究会」(座長:荻須玉川大学教授)の発足  
→利用状況の実態把握を行うとともに、児童の体力増進、高齢者の利用や交流等について、平成19年2月に報告書を取りまとめた。  
(財団法人こども未来財団が実施する平成18年度児童関連サービス調査研究事業)

## 2. 児童館における 遊びのプログラムの開発等について

# 児童館における「遊びのプログラム」の開発について

児童館ガイドラインにおいて「遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素がふくまれている」とされ、児童館における遊びのプログラムの開発・普及については、様々な研究を行ってきた。各児童館等において、成果物等を活用することが期待される。

- 国立総合児童センターこどもの城 webライブラリー
- 『児童館等における遊びのプログラム実践マニュアル』
- 『児童館における遊びのプログラムマニュアル』
- 児童館における発達段階等に配慮した遊びのプログラムに関する調査研究 成果物動画
- 児童館における児童福祉文化財を活用した遊びのプログラムに関する調査研究報告書
- 児童館等における児童福祉文化財を活用した遊びのプログラムの開発・普及に関する調査研究
- 児童館における乳幼児親子を対象とした遊びのプログラムに関する調査研究



をこども家庭庁ホームページで公開している。

また、令和6年度は以下の調査研究を実施しており、成果物がまとまり次第、ホームページに公開予定。

- 児童館等における児童福祉文化財(出版物)を活用した遊びのプログラムの開発および普及に関する調査研究

**ヨルのジドウカン**  
(社会福祉法人京都福祉サービス協会  
塔南の園児童館)

<https://www.instagram.com/tounannosono.jidoukan.kyoto>

ヨルのジドウカン略して『ヨルジド』

毎月第3土曜日に開館時間を延長して中高生世代の居場所づくりの取組みを行っています。

スタッフの顔触れは、大学生やヨルジド利用者出身の社会人たち。少し年上のお兄さんお姉さんたちと身体を動かして遊んだり、お菓子を囲んでおしゃべりの輪に花が咲いたり、はたまたひたすらマンガを読み続けて帰るこどももいます。

地域の夏まつりではヨルジド利用者のこども達が地域のこども達に向けて毎年ゲームコーナーを担当します。何日も準備を重ねて今年も大盛況で終わりました。



**担当者コメント：**何気ない関わりを続けていく中で、参加する一人ひとりのこどもにとって、家庭でも学校でもない、ちょっと特別な『心地よい居場所』になればいいな…ヨルジドスタッフみんなの願いです！

### 3. 児童館に対する財政措置について

令和7年度予算案 67億円 + 令和6年度補正予算 138億円（5か年加速化対策分含む）  
（令和6年度当初予算67億円）

## 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

## 事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設		
①通常整備				
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産施設</li> <li>・職員養成施設</li> <li>・自立援助ホーム</li> <li>・ファミリーホーム</li> <li>・一時預かり事業所</li> <li>・地域子育て支援拠点事業所</li> <li>・利用者支援事業所</li> <li>・子育て支援のための拠点施設</li> <li>・市区町村子ども家庭総合支援拠点</li> <li>・乳児院</li> <li>・母子生活支援施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・児童家庭支援センター</li> <li>・児童厚生施設（児童館）</li> <li>・児童相談所一時保護施設</li> <li>・産後ケア事業を行う施設</li> <li>・障害児入所施設</li> <li>・児童発達支援センター</li> <li>・児童発達支援事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービス事業所</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援事業所</li> <li>・保育所等訪問支援事業所</li> <li>・障害児相談支援事業所</li> <li>・こども家庭センター</li> <li>・里親支援センター</li> <li>・社会的養護自立支援拠点事業所</li> <li>・妊産婦等生活援助事業所</li> <li>・児童育成支援拠点事業所</li> <li>・子育て短期支援事業専用施設</li> </ul>
②耐震化等整備				
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備			

### <令和6年度補正予算により実施する拡充事項>

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を要求する。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】 定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

# 児童厚生施設における 「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について

- 児童館の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金において対応しているところ。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1 / 3 → 1 / 2に嵩上げを行っている。

## 対象事業

地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、児童館の利用者増や利用対象を拡充（例：中・高校生世代への拡充）するような機能強化を行うことを、市町村「こども計画」において位置づけている（位置づける予定を含む）場合、その整備（創設、改築、拡張、大規模修繕、防犯対策等）について対象とする。

### （具体的な整備例）

- ・ 中・高校生世代が占有できる部屋（ティーンズルーム等）
- ・ グループ学習室や自習室
- ・ 音楽スタジオ
- ・ 中・高校生世代の体格等に適した運動スペース（ダンススタジオ、スケートボードパーク等）
- ・ 文化芸術活動等に活用するアトリエや編集スタジオ
- ・ e スポーツやオンラインコミュニケーションをおこなう部屋や設備（施設と一体的なものに限る）
- ・ 簡易な調理設備（施設と一体的なものに限る。）
- ・ 開館時間を延長することに伴う防犯対策（警報装置、照明等）
- ・ 調乳設備を備えた授乳スペース
- ・ 乳児親子が占有できる部屋
- ・ 障害の有無に関わらず利用ができ、交流が促進される設備（インクルーシブな遊具等）が設置された部屋

## 留意事項

こども基本法の基本理念に基づき、「こどもの居場所」づくりにおいては、こどもの意見が尊重されることが求められる。本整備においても、こどもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映すること等を考慮すること。

詳細は、「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」（令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知）参照のこと。

〈 こども政策推進事業費補助金 〉 令和7年度予算案：0.5億円（1億円）

## 事業の目的

- 児童館については、①発達段階等に配慮した健全育成活動や子どもの権利を基盤とする健全育成活動、②要支援児童・家庭への支援、地域における見守り支援体制の構築、③他施設（地域子育て支援拠点事業、公民館、児童遊園等）へのアウトリーチ等総合的に展開できることが求められており、これらの取組を推進するため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、取組事例として横展開を行うことで、児童館の機能強化を図る。

## 事業の概要

### (1) 事業内容

全ての子どもが利用できる児童館の機能強化を図るため、子どもの権利を基盤とする健全育成活動や児童館の特性を生かした関係機関との連携による要支援児童・家庭への支援等の事業を試行的に行うこととし、具体的に以下のテーマのうちいずれか1つを含む事業を行うものとする。

テーマ（一般）	事業例
発達段階等に配慮した健全育成活動	年齢や発達に応じた、児童センター（体力増進機能が付加）、児童遊園を活用した体力向上や運動機会提供に資するもの 等
子どもの権利を基盤とする健全育成活動	子どもの意見尊重や主体的な活動、児童館ガイドラインで示した子どもを運営協議会等の構成員にすることを促進するもの 等
福祉的な課題への対応	相談支援体制の構築、関係機関連携や地域住民との協働事業、配慮を要する児童・家庭を対象としたもの 等
テーマ（特定）	事業例
大規模災害からの復興のための取組	被災したこどもへの遊びや生活の場を提供し、こどもや保護者等にとって安全・安心な居場所づくりを行うことや、こどもたちの自発的な活動を支援する等、大規模災害からの復興に資するもの
障害児受入推進に向けた取組	児童館における障害児の受け入れの推進に向けて、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する児童厚生員等を配置し、障害児も含めた子ども達の遊びの充実や、保護者等からの相談体制の充実を図るもの

### (2) 実施方法

- ア 都道府県等は、事業実施に係る企画推進委員会を設置し、事業内容等の企画・検討を行う。
- イ 国は「児童館における健全育成活動等開発事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、都道府県等が実施するプログラム開発事業の審査、指導、助言等を行う。
- ウ 都道府県等は事業終了前に、検討委員会に事業報告を行うとともに、事後評価を行い、児童館の機能強化に向けた検討を進める。

## 実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【補助率】都道府県が実施する場合：国1/2、都道府県1/2

市町村が実施する場合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※都道府県が補助しない場合でも市町村が都道府県分を負担すれば事業実施可能

【補助額（1テーマ当たり）】

- ・ 一般テーマ：4,839千円
- ・ 特定テーマ：6,407千円

## 4. 參考資料

# 「乳幼児触れ合い体験の推進」

(こども家庭庁・文部科学省連名事務連絡「乳幼児触れ合い体験の推進について」)

事務連絡  
令和5年12月26日

各都道府県・指定都市  
教育委員会  
各都道府県  
私立学校主管課  
こども政策主管課  
少子化対策主管課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
地方公共団体学校教育事務担当課

御中

こども家庭庁長官官房少子化対策室  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課  
こども家庭庁成育局成育環境課  
文部科学省総合教育政策局政策課  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
文部科学省初等中等教育局教育課程課

## 乳幼児触れ合い体験の推進について

平素より、こどもまんなか社会の実現及び少子化対策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年12月22日に、こども施策に関する基本的な方針や重要事項並びにこども施策を推進するために必要な事項について定めた「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱においては、ライフステージ別の重要事項として、学童期・思春期に、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などの創出をすることとしています。

また、同日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（以下、「はじめの100か月の育ちビジョン」という。）においては、自身の育ちを支えられた者が次代のこどもの育ちを支える好循環を生み出すためにも、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、全ての人が学童期・思春期・青年期から、教育機関や地域において、乳幼児の育ちや子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする体験ができる機会を保障することとしています。

少子化が進行し、普段の生活で乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある中、乳幼児触れ合い体験は、こども・若者にとって、こどもを生み育てることや家族を持つことがイメージできる貴重な機会となります。

つきましては、平成29年1月11日付け事務連絡でも通知していますが、改めて各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が、こども大綱、はじめの100か月の育ちビジョン及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること並びに中学校及び高等学校学習指導要領の記載も踏まえ、関係部局で連携を図りながら、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いいたします。

また、平成30年10月1日に改正された「児童館ガイドライン」においても、乳幼児親子と中学生及び高校生世代をともに利用の対象としている児童館において、乳幼児触れ合い体験の取組に努めるよう定めていますので、関係者への周知を併せてお願いいたします。

なお、実施に当たっては、特定の価値観を押し付けることや、プレッシャーを与えることのないよう十分に留意していただくほか、こどもの意見を聴き、その声を体験内容に反映させるなど、こども基本法（令和4年法律第77号）第11条（別添参照）に基づいた取組となるようご協力をお願いいたします。

併せて、各都道府県におかれては、貴管内の市区町村に対して、本事務連絡について周知いただくとともに、貴管内の市区町村において、乳幼児触れ合い体験が実施されるよう、必要な支援等を行っていただくようお願いいたします。

記

## 1 乳幼児触れ合い体験の位置付け等について

### (1) こども大綱

こども施策に関するライフステージ別の重要事項として、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育として、乳幼児触れ合い体験に関する内容が盛り込まれています。（別添参照）

### (2) はじめの100か月の育ちビジョン

こどもの育ちを切れ目なく支えるとともに、保護者・養育者を支援・応援する観点から、全ての人が乳幼児の育ちや子育てについて学ぶことや、乳幼児と関わる体験の重要性に関する内容が盛り込まれています。（別添参照）

### (3) 次世代法

次世代法第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針において、乳幼児触れ合い体験に関する内容が盛り込まれています。（別添参照）

#### (4) 学習指導要領

中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領において、幼児及び乳幼児との触れ合い体験に関する内容が盛り込まれています。(別添参照)

#### (5) 児童館ガイドライン

子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、中学生及び高校生世代等が乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組に関する内容が盛り込まれています。(別添参照)

## 2 乳幼児触れ合い体験の推進のための取組について

都道府県及び市区町村においては、関係する部局が連携し、乳幼児触れ合い体験を推進することが重要です。具体的には、こども政策・少子化対策等の担当部局が中心となって、地域の実情に応じ、学校をはじめとする様々な関係機関が協力して取り組む体制を構築することが重要と考えられます。

例えば、子育て支援を担当する課において、地域で乳幼児触れ合いにつながる体験活動の場を設け、学校を通じて情報提供をするなどし、中学校や高等学校の生徒が、授業内での体験にとどまらず、希望に応じて参加できるようにすることも効果的であると考えられます。

さらに、乳幼児親子の参加を得るためには、地域子育て支援拠点や児童館等の利用者に直接働きかけを行うほか、母子保健事業(乳幼児健診等)等と連携し、参加者を確保するための取組を行うことも効果的と考えられます。

## 3 地域少子化対策重点推進交付金について

都道府県及び市区町村は、乳幼児触れ合い体験を実施する場合にもこども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金を活用(委託料や講師謝金、会場使用料、消耗品費、ボランティア保険料等が対象経費)することが可能です。(別添参照)

なお、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算において、乳幼児ふれあい体験事業については本交付金の重点メニューと位置づけており、補助率を一般の事業より高く設定しています。

#### 【参考】

こども家庭庁ホームページ

(こども大綱関係)

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/>

(はじめの100か月の育ちビジョン関係)

URL : [https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo\\_sodachi/](https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi/)

(地域少子化対策重点推進交付金関係)

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/shoushika/koufukin/>

(児童館関係)

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/kosodatashien/jidoukan/>

## 4 留意点

### (1) 子育て支援団体等との連携

乳幼児触れ合い体験の実施に当たっては、地域の乳幼児親子と関わりのある子育て支援団体等と協力することも重要であり、また、乳幼児触れ合い体験のノウハウを活用し、子育て支援団体等に業務を委託し実施する方法も考えられます。

### (2) 乳幼児の安全確保

乳幼児触れ合い体験を実施する際、乳幼児の抱き方や保育所等における行動の注意点等を事前に生徒に周知するなど、乳幼児の安全を確保することが必要です。

### (3) 生徒への配慮

乳幼児触れ合い体験の実施に当たっては、生徒の個別の事情に配慮するとともに、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることのないよう留意することが必要です。

#### 【資料】

別添 関連資料

#### 【本件の問い合わせ先】

こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付少子化対策室

少子化対策調整係 電話:03-6860-0142

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

指針係 電話:03-6861-0059

こども家庭庁成育局成育環境課

健全育成係 電話:03-6861-0303

文部科学省総合教育政策局政策課

企画調整係 電話:03-6734-2641

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

男女共同参画企画係 電話:03-6734-3268

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程総括係 電話:03-6734-2073

# 児童厚生施設（児童館、児童遊園）の監査について

- 児童福祉法第45条において「都道府県は児童福祉施設の設備及び運営について条例で基準を定める」こととなっており、児童福祉法施行令第38条において「都道府県知事は、当該職員をして、年度ごとに一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第45条第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない」としている。
- これらに基づき、児童厚生施設についても検査（監査）を実施する必要がある。
- 実施においては「児童福祉行政指導監査の実施について」（厚生労働省子ども家庭局長通知、令和5年3月31日最終改正）を踏まえ、関係部局及び市区町村と連携の上、実施する。

## 改正のポイント（児童厚生施設関係、令和5年3月31日改正）

- ・例外的に実地によらない検査（監査）の実施について
  - ①天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合
  - ②以下の事項を勘案して実地検査が必ずしも必要でないと認められる場合
    - ・前年度の実地検査の結果
    - ・その児童福祉施設を設置してからの年数（児童福祉施設を設置してから3年を経過していることを目安とすること）
    - ・その児童福祉施設が所在する都道府県における前年度の実地の検査の実施状況
- ・実地によらない方法で一般指導監査を行う場合は、書面確認のみではなく、テレビ会議、電話による確認を組み合わせる実施すること。また、実地による一般指導監査となるべく同様の確認ができるよう、実地による検査で確認していたものと同じ書類を確認する、児童福祉施設の職員等に状況を聞き取る、テレビ会議ができない場合には施設・設備等の写真や目視に代わって監査項目を確認するための書類提出を求めるなど、工夫して一般指導監査を行うこと。その上で、実地によらない一般指導監査で疑念が生じた場合等には、速やかに実地の監査に切り替えること。

## 実施上の留意点

- ・児童館において、放課後児童健全育成事業等を実施している場合においても、あくまで児童厚生施設としての監査を実施すること。
- ・中核市に所在する児童厚生施設については、都道府県が実施すること。
- ・例年、「児童福祉行政指導監査の実施状況調査」を実施しているが、これについては児童館に限って報告を行うこととする予定。

## V. こどもホスピス支援モデル事業について

# 1. こどもホスピスについて

## 「こどもホスピス」の取組の推進にむけて

- わが国において、生命を脅かされている状態(LTC)に該当する疾患や小児緩和ケアの対象について、その定義は十分に整理がなされていない
- 全国地域にわたり、小児緩和ケアの定義に準じたさまざまな取り組みや多様な支援の実態がある
- こどもの医療や障害等の制度を含め、わが国ならではのこどもの育ちと子育て支援の環境を、包括的にとらえる必要がある
- 多角的な観点から効果的な取組を検討することが求められている
- こども当事者の声に耳を傾け、全国普及を推進することが必要
- 上記等ふまえ、小児緩和ケアの「**包括的な幅広い取り組みの総称**」と位置付けたうえで、英国小児緩和ケア協会・英国小児科学会のLTC(Life-threatening conditions)の定義等を参考として、調査研究や施策の検討を進めている

拠点を持つ事業に限らず、多様な方法で展開する病気のこどもや家族を支える取り組みを広く支援、自治体による主体的、包括的な取り組みを推進し、こどもホスピスの全国普及を図ることを目指して、令和6年度補正予算において「こどもホスピス支援モデル事業」を創設

## 事業の目的

- LTCのこども（※1）とその家族を対象にした、いわゆる「こどもホスピス」における支援（※2）について、令和5年度の調査により、「医療型」「福祉型」「地域型」の3類型に整理。LTCのこどもと家族の実態や支援ニーズが把握されづらく、支援が届きにくい実態と「地域型」こどもホスピスにおける支援が課題と判明（※3）。令和6年度は、自治体におけるLTCのこどもの実態の把握手法の検討や、こども当事者の声を集めたニーズ把握等を進めている。
- これまでの調査結果を踏まえ、都道府県等が、NPO法人や民間団体、医療機関等と連携し、地域の実態や課題を協議、LTCのこども（※1）やその家族を対象にした、地域型こどもホスピスにおける支援や、管内の実態把握のためのモデル事業を行う。

※1 LTC (Life-Threatening Conditions : 生命を脅かされる状態) にあるこども。

※2 LTCのこどもや、きょうだい児を含めた家族を対象とした小児緩和ケア全般。こどもと家族との満たされた時間の提供、死別後のサポート等の他、こどもが成長発達し「生きる」ことを全うできるための体験の保障といった、心理社会的ケアの視点が含まれている。地域型こどもホスピスにおいてはデイユースを中心に、さまざまな独自プログラムによる支援が提供されるものが多い。

※3 主たる運営財源が医療報酬によるものを「医療型」、障害報酬によるものを「福祉型」、それらを財源とせず、寄付や助成金等を主たる財源とする「地域型」に分類。安定的な収入確保が担保されない「地域型」について公的支援を求める声が特に強い。

## 事業の概要

### (1) 関係者による協議会等の開催<必須>

管内の地域型こどもホスピスとの支援連携の方策や、管内のLTCのこどもの実数把握等について、協議会等を開催して検討することへの財政支援を行う。

### (2) 管内のLTCにあるこどもの実数等を把握するための実態調査の実施<加算>

協議会等を開催し、管内のLTCにあるこどもの数を把握するための取組みに対して、財政支援を行う。（こども家庭庁による令和6年調査研究事業成果物を参考に実施）

### (3) 地域型こどもホスピスの取組支援<加算>

LTCにあるこどもの遊びの支援、学びの支援、こども同士の交流、生活全般の支援、及びきょうだい児支援、グリーフ・ケアなどの家族支援等のプログラムを実施する民間団体等（地域型こどもホスピス）に対して支援を行う。

※ 必須(1)に加え、(2)または(3)のみならず、(2)と(3)を加えた取組に対する補助も可能

※ (3)は、地域の実情に応じたプログラムや、ケア・支援の形態を組み合わせるもの

※ (3)において民間団体等が支援するLTCにあるこどもについては、診断書等の確認や判断が得られないものも含む

### 【地域型こどもホスピスの活動形態】

- ・ 拠点支援型：施設等で実施されるもの。デイユース、宿泊等は問わない
- ・ 訪問支援型：家庭や医療機関等への訪問、または戸外や屋内等の場所を特定せず実施されるもの
- ・ 遠隔支援型：家庭や医療機関等において遠隔で実施されるもの
- ・ 複合支援型：拠点型、訪問型、遠隔型を組み合わせるもの

### 【連携による支援モデル形成のイメージ図】



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助率】 国 10/10

【補助基準額】 ※(1)は必ず実施したうえで、(2)(3)について実施する場合に加算

(1) 1自治体当たり 1,982千円

(2) 1自治体当たり 5,139千円

(3) 1自治体当たり 10,258千円

## 趣旨

がんや難病を抱え、医療的ケアが必要となるこどもとその家族に対しては、療養面のみならず、学びや遊び、ふれあい、家族の休息、さらには終末期のケア等を含めて、総合的な支援が必要であり、令和3年12月末に閣議決定した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」においても、「関係省庁と連携しながら、小児がん患者等が家族や友人等と安心して過ごすことができる環境の整備について検討を進める」こととしている。

今般、関係省庁が密接に連携し、こうした環境の整備に向けた検討を進めていくため、『「こどもホスピス」の検討に係る関係省庁連絡会議』（以下「会議」という。）を開催する。

## 関係省庁連絡会議の概要

### 【構成員】

こども家庭庁成育局成育環境課長  
こども家庭庁成育局母子保健課長  
こども家庭庁支援局障害児支援課長  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長  
厚生労働省医政局地域医療計画課長  
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長  
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
厚生労働省保険局医療課長

※令和7年3月現在

### 1. 事務局

会議の事務は、こども家庭庁成育局成育環境課において処理する。

### 2. 構成員

(1) 会議の構成員は左記のとおりとする。  
構成員は、必要に応じて追加する。

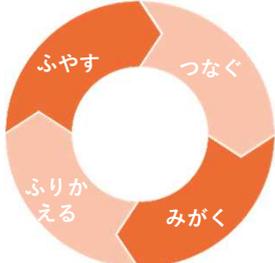
(2) 会議において必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くものとする。

### 3. その他

会議及び会議資料は非公開とする。上記のほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議において定める。

## VI. こどもの居場所づくりについて

# 1. こどもの居場所づくりに関する指針 について

<p>概要</p>	<p>こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。</p>
<p>背景</p>	<p>地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、<b>地域の中でこどもが育つことが困難</b>になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、<b>こどもを取り巻く環境の厳しさ</b>が増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、<b>居場所への多様なニーズ</b>が生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、<b>国としても一定の考え方を示すことが求められている</b>。</p>
<p>理念</p>	<p>全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「<b>こどもまんなか</b>」の居場所づくりを実現する。</p>
<p>こどもの居場所・居場所づくりとは</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所とは、<b>こども・若者本人が決めるもの</b>である。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。</li> <li>居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、<b>居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る</b>。</li> <li>こうした隔たりを乗り越えるため、<b>こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進める必要がある</b>。</li> </ul>
<p>こどもの居場所づくり推進の視点</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①「<b>ふやす</b>」～多様なこどもの居場所がつくられる</li> <li>②「<b>つなぐ</b>」～こどもが居場所につながる</li> <li>③「<b>みかく</b>」～こどもにとって、より良い居場所となる</li> <li>④「<b>ふりかえる</b>」～こどもの居場所づくりを検証する</li> </ol> </div> </div>
<p>役割責務等</p>	<p>こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め<b>全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要</b>である。</p>

## こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

### 責務・役割

こどもの居場所づくりに関係する者の

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

#### 民間機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施する。**地域住民**は、こうした取り組みへの関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

#### 学校や企業の役割

**学校**は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。**企業**は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

#### 地方自治体や国の役割

**市町村**は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。**都道府県**は、市町村の取組を支える。**国**は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

#### 国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。**
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

#### 地方自治体における推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。**とりわけ、**福祉部門と教育部門との連携が重要**である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**こどもの居場所づくりについても自治体こども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。**

#### 施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。**国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。**また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。**その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所に関する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。**
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目処に見直しを行う。**

### 推進体制等

～4つの基本的な視点について～

## こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

### 「ふやす」

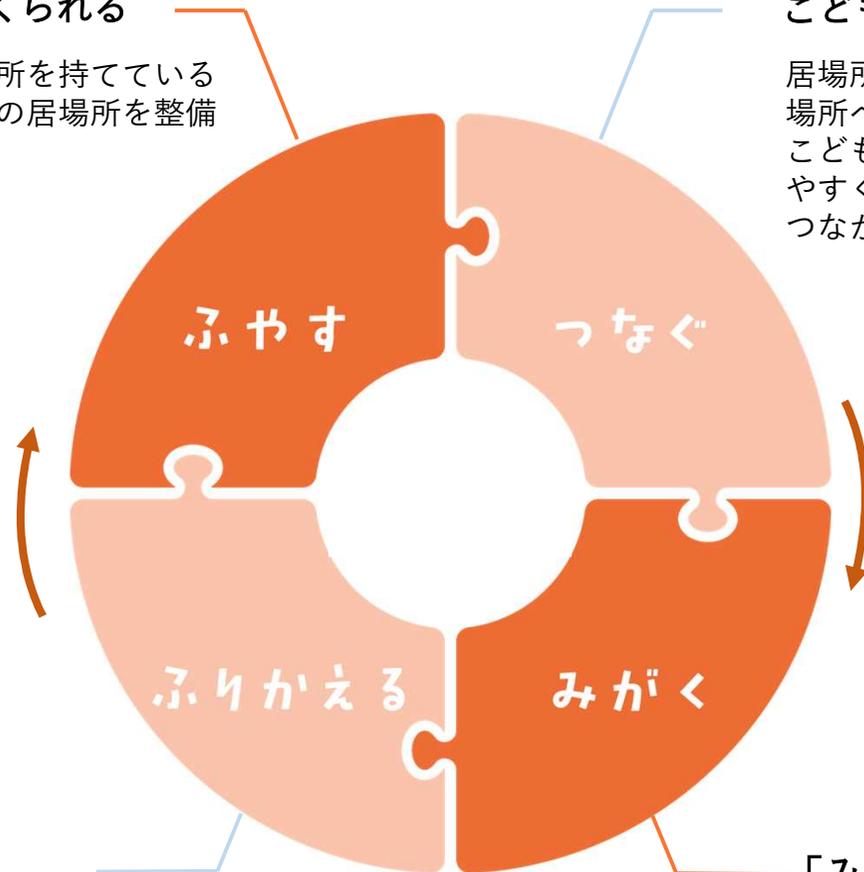
多様なこどもの居場所がえられる

地域に住むこども・若者が居場所を持っているかなどの実態を把握し、こどもの居場所を整備すること

### 「つなぐ」

こどもが居場所につながる

居場所は創設するだけでなく、その居場所へのアクセスも含んだ概念であり、こども・若者が居場所を見つけ、利用しやすくするための工夫を施し、居場所につながることを



### 「ふりかえる」

こどもの居場所づくりを検証する

環境の変化によって、こどもの居場所も変化することなどを踏まえ、居場所づくりを不断に見直すこと

### 「みかく」

こどもにとってよりよい居場所となる

こうした居場所づくりにより形成された場が、多くのこどもにとって居場所になるための工夫を施すこと

## 居場所づくりとは？



- ✓ こどもの居場所づくりを進めるに当たっては、この隔たりを認識することが必要
- ✓ こうした隔たりを乗り越え、居場所づくりにより形成される場がこども・若者にとっての居場所となるためには、**こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要**

## 2. こどもの居場所づくりに関する 予算事業について

## 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

## 事業の概要

### (1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

### (2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- ・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

### (3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



## 実施主体等

### (1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	7,206千円
1 特別区・中核市あたり	3,543千円
1 指定都市あたり	5,622千円
1 市町村あたり	2,003千円

### (2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	4,552千円
1 特別区・中核市あたり	3,886千円
1 指定都市あたり	4,134千円
1 市町村あたり	2,130千円

### (3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
【補助率】国 10/10
【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



## 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

## 事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるところを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

### 【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

### 【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



## 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置 (1実施主体あたり)

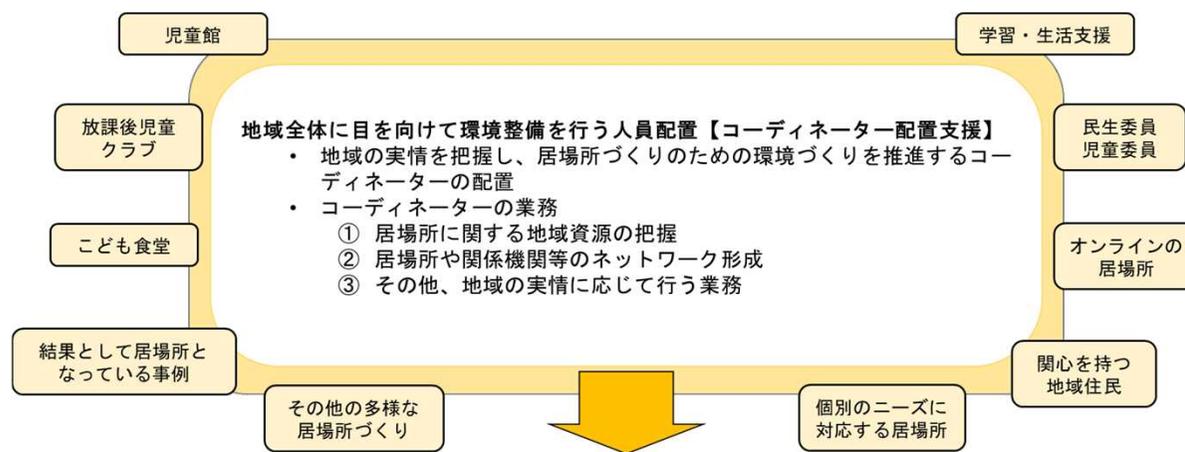
16,084千円 (3名以上配置の場合)

10,848千円 (2名配置の場合)

5,328千円 (1名配置の場合)

ii) 居場所立ち上げ支援 (1か所あたり)

50千円



### 3. 地域ぐるみで取り組む こどもの居場所づくりを目指して

# 「こどもの居場所づくり」の広報・啓発資料について

※ こども家庭庁ホームページで公開

## 【動画】

内容	訴求対象
啓発動画（縦版）	こども向け
啓発動画（横版）	一般向け
指針解説動画	こども向け
指針解説動画	一般向け
指針解説動画	地方公共団体・実践者向け

## 【パンフレット等】

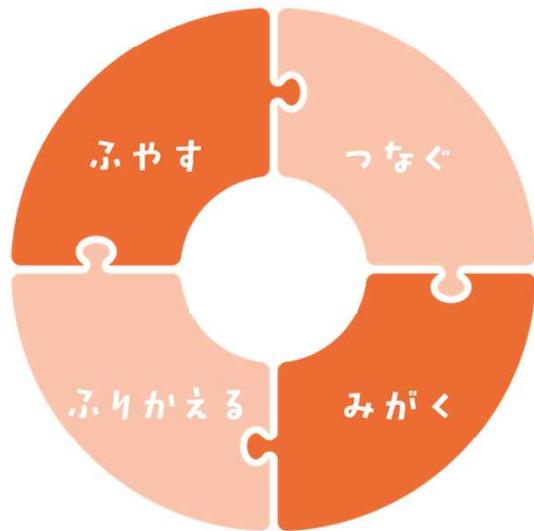
内容	サイズ	ページ数
パンフレット	A4	20ページ
チラシ	A4（拡大印刷も可）	2ページ（両面1枚）



上：チラシ  
左：啓発動画（横版）サムネイル

## 地域全体で取り組む

【ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる】を効果的に進めていくためには、地域全体で居場所づくりに取り組んでいくことが不可欠です。実践に関わる人など、一部の人だけで取り組もうとしても、その効果は限定的なものになるでしょう。多くの人に知ってもらい、応援してもらえるようになることが重要です。



### ふやす

多くの人に関心を持つことで、取り組みを始め／続けやすくなります

### つなぐ

話題にすることで、居場所づくりの情報は口コミで広がります

### みがく

みんなで子ども・若者の声を聴くことが、居場所をみがきます

### ふりかえる

改善点や、次の課題について、みんなで意見を出し合いましょう

## 湖南市こどもの居場所づくりモデル事業



### 事業目的

湖南市の放課後等の居場所が少なく、学童保育所にニーズが集中している現状を踏まえ、学童ほどの支援ではない事業で既存の事業のすき間を埋めるような新たなこどもの居場所づくりを進めていく。こどもの居場所を増やすことにより、学童保育所へのニーズ増の抑制と、困難を抱える子どもの発見・支援につなげる。こどもの居場所づくり事業を市内で広く展開していくために、**運営時の参考となるマニュアルとして、「湖南市こどもの居場所づくりトリセツ」を作成する。**

### 事業概要

学童保育ではなく、**遊びを通じたこどもの見守りや居場所の提供を行った。**トランプ、ボードゲーム、折り紙などをスタッフで持ち寄り、遊び道具を作ったり、DVDを鑑賞した。また、宿題など勉強をしたいこどものサポートを行った。週1回のイベントを予定し、合計8回のイベントを開催。特にこどもたちから好評であったイベントは、木のジャングルジム「くむんだー」で、**木のことを知ってもらうために、先生（大工さん）から木材についてレクチャーを受け、木のジャングルジム「くむんだー」作りをすることであった。**



### 活動の成果

学童保育所との差別化を行うため、**開所時間を9時から16時に設定した。**イベントを週に1回程度行うことで、イベント日には通常の日よりも多くのこどもにこどもの居場所を利用してもらえることができた。**市内の小学校区の違うこども達に利用してもらえたため、新しい友達が増えたという声もあった。**事業を実施した場所の前が公園であったため、天気の良い日は外でこどもが遊ぶことができた。こどもの居場所づくりモデル事業の結果をもとに、**市内で広く展開していくための運営時の参考になるマニュアルとして、「湖南市こどもの居場所づくりトリセツ」を作成した。**

### 実施時のポイント

学校にチラシを配布してもらったが、チラシの内容が分かりにくく、具体的に何をしてもらえるのか分からないという意見があり、**どのような事業であるのかを分かりやすくする必要があります。**事前に利用の登録をしていただいた後は、**当日のこどもの入退室の管理のみとし、気軽にこどもが利用できる仕組みとした。**

### 担当者の声

**こどもの見守りをどの程度までとするのかという基準が難しく、保育要素が強いものになっていた。**事業は1ヶ所での実施であったが、利用した保護者やこども達からは、学区ごとに実施してほしい、ぜひ毎年してほしいという意見があり、**こどもの居場所づくりへのニーズの高まりを実感した。**

# こどもまんなかアクションの紹介

こどもまんなか応援サポーターのみなさんから寄せいただいた情報を、ご紹介します。



## ○居場所づくり・こども食堂

[居場所づくり・こども食堂に関する詳細ページはこちら](#)

- [【りそな YOUTH BASE】株式会社埼玉りそな銀行](#)
- [【地域開放型教室 まなび@R】株式会社クレオテック](#)
- [【子育てサロンそらまめくん】ジャックと豆の木園](#)
- [【ヨルのジドウカン】社会福祉法人京都福祉サービス協会 塔南の園児童館](#)
- [【居場所づくり動画ライブラリー認定】NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ](#)
- [【さがみはら子どもの居場所サミット2024こども委員会】NPO法人さがみはら子どもの居場所サミット](#)
- [【公民連携子どもの居場所「子どもLOBBY」】門真市](#)
- [【こどもの居場所～3つのスタイル～】認定NPO法人子どもと文化のひろば ぶれいおん・とかち](#)
- [【キッズカフェ】NPO法人ひと・まち・ジャンクション](#)
- [【子ども食堂サークルクロッカス】任意団体L.s.W](#)
- [【ママのためのホットタイム】NPO法人あっとわん発達支援ルームくまたん](#)
- [【四国学院大学生と一緒に楽しもう！】認定NPO法人子育てネットくすくす](#)
- [【こども第三の居場所COCO-Z】NPOこどもサポート・みんなのおうち](#)
- [【無人駅における放課後のこどもたちの居場所づくり 「ぷらっとはうす」】都留文科大学](#)
- [【フリースペースわれもこう】うみのこてらす](#)
- [【わかばママ会】NPO法人あっとわん東部子育てセンター](#)
- [【子ども第三の居場所ちんじゅのもり】NPO法人創作クラブGrian](#)
- [【リアルてらこや】らいむぎハウス](#)
- [【地域の子育てを支える】すくすく泉](#)
- [【子ども図書館】特定非営利活動法人モモの木](#)
- [【まなあそ】おむすび](#)
- [【めりあ園こども食堂・外房の愉快的仲間たち】一般社団法人MERIA](#)
- [【うむまえ・うむとき・うんだあと】NPO法人WooMoo](#)
- [【放課後等デイサービス】一般社団法人 鵬起 あそび場りのぼの](#)

# 【居場所づくり動画ライブラリー認定】 NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

掲載日：2025年1月24日

実施場所：全国

## ■取組概要

認定NPO法人むすびえでは、居場所づくりを進めようとする自治体を支援するプロジェクトを立ち上げ、推進しています。居場所づくりを進めたいものの、「どこから始めて、どう進めればいいのかわからない」と悩む自治体の担当者が多く存在します。そうした方々に向けて、居場所づくりに関する動画を作成し、無料で公開しています。

この動画は、「居場所づくりってどう進めたらいいの？」と悩む方々へのヒントとなるよう、実践事例や研究結果を交えながら、わかりやすく解説しています。主に自治体職員を対象として制作していますが、居場所づくりに関わる幅広い関係者にも参考になる内容となっています。

今後もさまざまな動画を更新予定です。ぜひご覧いただき、地域での居場所づくりの取り組みにお役立てください。



## ■担当者コメント

居場所づくりは官民協働、幅広い関係者の協力が重要です。この動画を関係者に共有し、ぜひ居場所づくりの推進に役立ててください。また、居場所づくりに取り組もうとする自治体のご相談もお待ちしています。

## こどもの居場所づくりに関する評価及び検証についての調査研究

- 居場所づくりの関係者がPDCAサイクルを構築・運用できる状態を目指すことが、当面のゴールとであると理解。
- 【固有の居場所】については、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう、**居場所が備えるべき要素を満たしているか居場所運営者自身が確認し、PDCAを回せるような自己点検チェックリスト（案）を作成する。**
- 【地域全体の活動】については、『指針』を中間目標として位置づけて、ブレークダウンし、具体的に**何を指標とすればよいか、それらはどのように測定すればよいか**を検討し、事例の収集も行う。

### 調査概要

指標を検討・作成する目的	指標の想定利用者	利用目的	アウトプット案	
PDCAサイクル 構築・運用を 支援する	<b>固有の居場所</b> で PDCAを回すための 指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所の運営者（民間団体等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所の多様性・創造性・こどもの権利など、指針に定められた居場所が備えるべき要素を満たしているかを<b>自己点検</b>する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己点検チェックリスト</li> </ul>
	<b>地域全体の活動</b> についてPDCAを 回すための指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体</li> <li>中間支援団体（自治体より委託された社協等）</li> <li>自治体と連携しているNPO 等</li> </ul> ※以下「自治体等」と表記	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針を踏まえ、地域全体での居場所づくりを推進するためには、<b>何を指せばよいか、また何を検証すればよいか</b>を確認する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間目標としての指標リスト+その測定方法</li> <li>各目標を達成するための施策事例</li> </ul>

## VII. 家庭支援事業について

# 1. 家庭支援事業の取組状況等について

# 家庭支援事業の創設

○令和4年改正児童福祉法により、令和6年度より以下6事業が「家庭支援事業」と整理され、市区町村は地域子ども・子育て支援事業として計画的整備を行うとともに、特に支援が必要な者に対して利用勧奨・措置が可能となりました。

新設

## 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、**家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業**

## 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 虐待や不登校などにより、養育環境に課題のある、家や学校に**居場所のない学齢期以降のこどもに居場所の提供や相談等を行う事業**

## 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- こどもとの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、**こどもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を行う事業**。

## 子育て短期支援事業

- 保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等や里親等への委託により、レスパイトケア等、必要な支援を行う事業。**令和6年度より、新たに、保護者がこどもと共に入所・利用可能にすることや、こども自らが入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする等の事業拡充を実施。**

## 一時預かり事業

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定子ども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。**令和6年度より、子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化。**

## 養育支援訪問事業

- 子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業。**※令和6年度より、事業内容のうち「育児・家事援助」の要素を子育て世帯訪問支援事業に移行。**

家庭支援事業

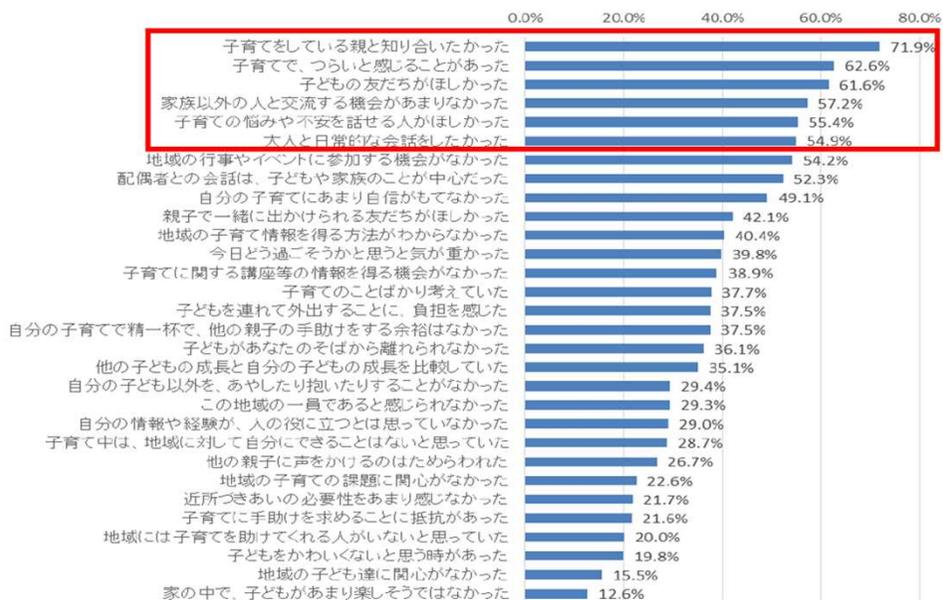
既存

# なぜ、家庭支援事業の実施が必要なのか

子育てを取り巻く環境について、核家族化・共働き世帯増加などの家族構成の変化、地域のつながりの希薄化等により親族や友人からの支援を受けづらい環境に置かれており、**孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている**現状があります(図1)。**児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある**中(図2)、児童虐待の防止等を図り、こどもの健全な育成を図るためには、**養育環境が深刻な状況になる前に、こどもが育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供することが求められます。**

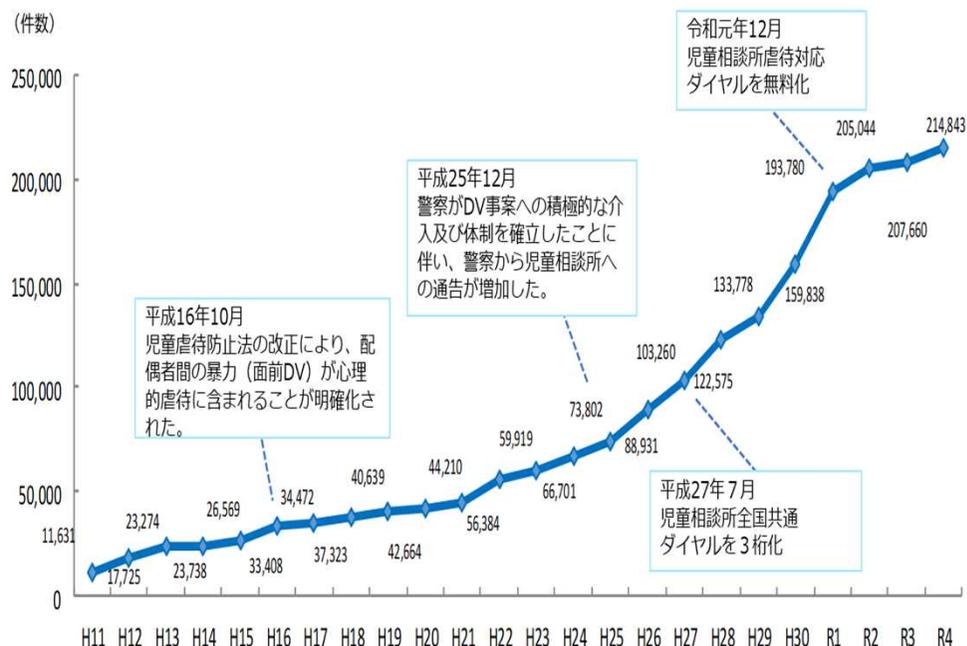
(図1) 孤立した育児の実態

拠点を利用する前の子育て状況



(出典) NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」(2017年)  
 (全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体(計240団体)の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの(有効回答数1136人))

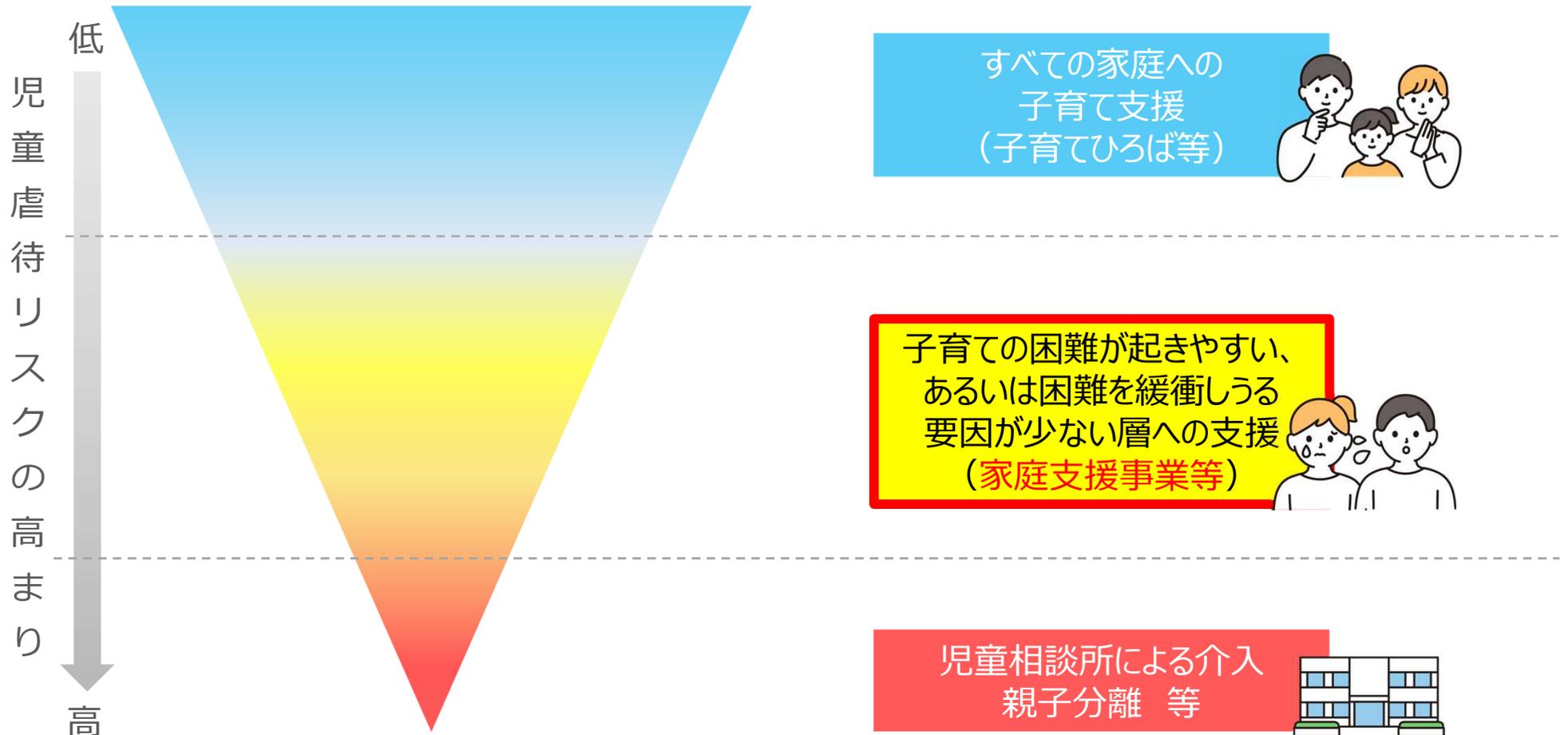
(図2) 児童虐待相談対応件数の推移



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」

# 家庭の虐待リスクと子育て支援策（イメージ）

児童虐待を未然に防ぎ、こどものウェルビーイングを保障していくためには、すべての家庭（ユニバーサル層）へのアプローチ、専門的な介入や治療が必要な層にいたる前の、**子育ての困難が起きやすい、あるいは困難を緩衝しうる要因が少ない層へのアプローチを充実させる必要があります。**



# 令和4年改正児童福祉法に基づく家庭支援事業の取組推進状況について

## 子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業の取組状況等について

- 子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業については、実施要綱と、具体的な運用等を記載したガイドラインを、昨年12月に自治体へ送付し、意見照会を行った上で、令和6年3月30日に発出。
- 親子関係形成支援事業については、実施要綱案を1月25日の説明会でお示しし、令和6年3月30日に発出。
- 上記の財源となる「子ども・子育て支援交付金」の交付要綱については、改正通知を令和6年5月21日に発出。
- 令和6年4～5月に取組見込状況調査を行い、結果は以下。

新規3事業の 取組自治体数 (かっこ内数は全市町 村における実施率)	子育て世帯訪問支援事業			児童育成支援拠点事業			親子関係形成支援事業		
	令和6年度取組見込市町村数(※1)	692 (39.7%)	85 (4.9%)	172 (9.9%)					
	令和6年度子ども・子育て交付金交付決定(※2)	691 (39.7%)	73 (4.2%)	184 (10.6%)					
	令和7年度取組見込市町村数(※1)	767 (44.1%)	126 (7.2%)	214 (12.3%)					

※1 成育環境課独自調査 令和6年4月～5月時点での取組見込状況について、令和6年6月1日までに回答があった結果を基に集計

※2 令和6年11月末において、申請があった市町村数。今後、変更交付決定等で数字が変動する見込。

- 家庭支援事業は地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条第8号）に位置付けられており、新規3事業の「量の見込み」の算出等については、令和5年9月に実施した自治体説明会で方向性案を示し、その後、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改正版ver.1）」（令和6年3月11日付け事務連絡）を発出し通知済。
- 取組自治体数増を目指し、好事例や公表情報を集約したwebサイトの周知を図るべく、令和6年9月17日及び20日に自治体説明会を実施。

周知等の 状況	令和5年		令和6年				令和7年度	
	R6.9	R6.3	R6.4	R6.9	R6.9	R6.10	R6.12	R7.4
	自治体説明会 (量の見込み方を提示)	実施要綱等 各種通知の発出	取組状況調査 実施→公表	事業webサイト 作成/周知	自治体 説明会	都道府県 ヒアリング	FAQ等 更新	第3期 子事業計画

## 利用勧奨・措置について

- 利用勧奨・措置の運用について記載したこども家庭センターのガイドライン案を、昨年12月に自治体にお示しし、意見照会を行った上で、令和6年3月30日に発出。
- 措置にかかる経費については、義務的経費とし、「児童入所施設措置費等国庫負担金」での補助となる。本負担金の交付における家庭支援事業の措置の取扱い（支弁額や徴収金等）についての通知を、令和6年6月3日に発出。

# 令和4年改正児童福祉法に基づく家庭支援事業の取組推進状況について

子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業（以下、新規3事業）を中心に、自治体の状況を踏まえながら、取組増に向けた打ち手を検討・実施。令和7年度以降については、子ども・子育て支援事業計画や社会的養育推進計画の策定状況を確認しながら、適切な支援を検討する。

## 実施に際する障壁の把握

- 取組自治体数の少ない都道府県や、未実施の市町村に対して複数回のヒアリングを実施

自治体からの意見 「事業ニーズはあるが、事業イメージがわからない」「社会的養護関連施設に実施を委託したいが、数が限られており、広域をカバーすることができない」「財源や資源が限られるため、新規実施が難しい」「小規模自治体で実施が見込めない・費用対効果も見込めない」「事業要件を満たす委託事業者や人材の確保が困難」等

## 事業実施意図・有用性の可視化

- 複数の自治体から「どのように必要性を説明したらよいかわからない」「どのような制度かわかりにくい」という声を頂いたことを踏まえ、家庭支援事業の実施が必要な理由や、利用勧奨・措置に関する情報をまとめたWebページを令和6年12月に新設。

## 好事例等の収集・周知/FAQの拡充

- 9月に行った自治体説明会で紹介した好事例を事業ごとのWebページに公表（計9事例）
- 社会的養護施設等を活用して事業実施している事例にヒアリングを実施・資料化。
- 実施において障壁となりうる点を踏まえつつ、事業ごとのFAQを拡充し、令和6年12月に公表。

## 自治体等への情報発信

- 社会的養育・地域支援ネットワーク等、官民連携して事業周知
- 令和7年1月に全市町村に対してwebページ更新情報及び令和7年当初予算案等について事務連絡で周知。Xでも発信。
- 令和7年1月に、社会的養護関連施設に対し、施設で家庭支援事業に取り組む事例とともに事業周知

（加えて年度内に以下を調整中）

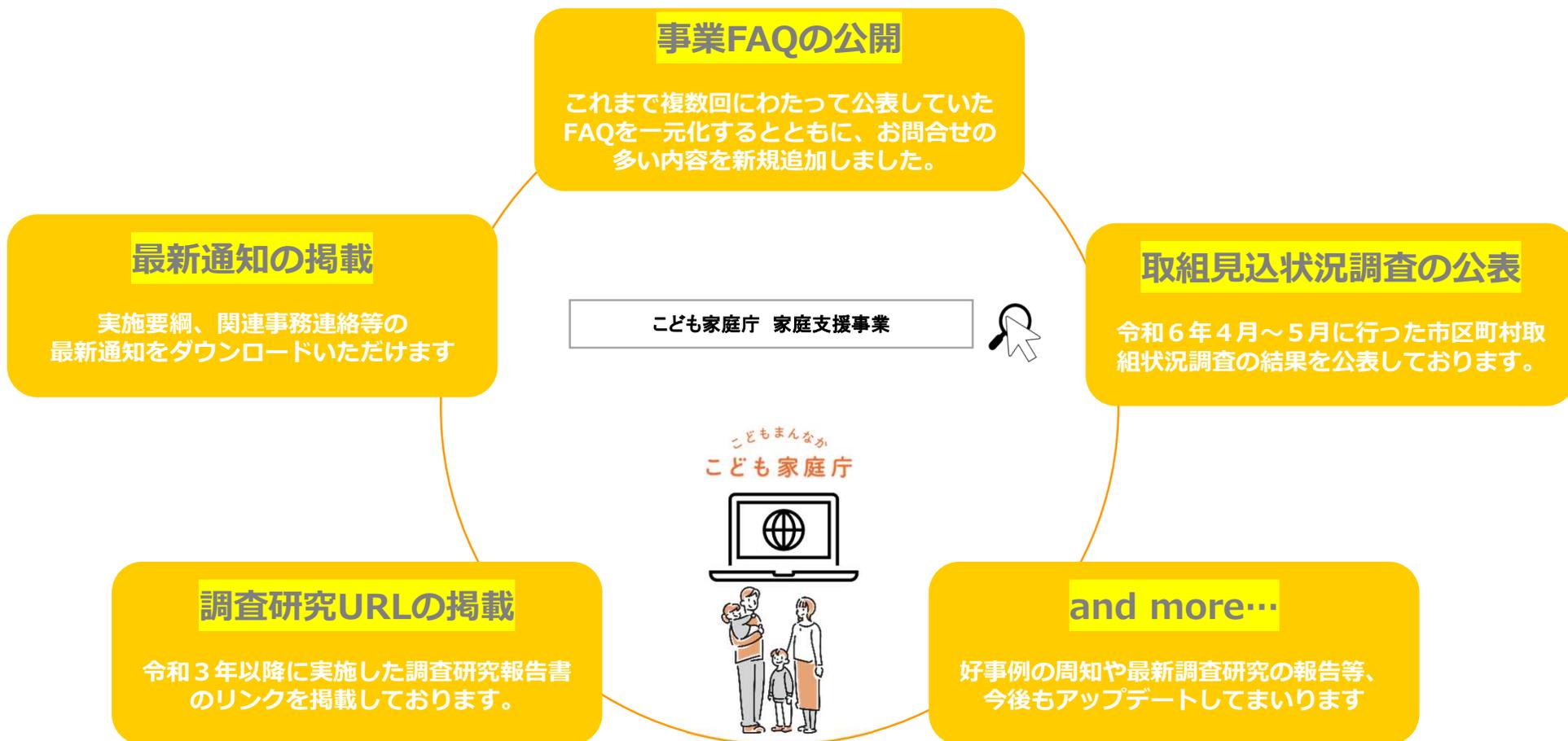
- 子育て短期支援事業及び子育て世帯訪問支援事業について、令和6年度調査研究内において好事例ヒアリングを行い、結果を自治体等に周知。

## 令和7年度以降について（案）

- 令和6年度補正予算「こども家庭センター設置・機能強化促進事業」において、家庭支援事業等の構築・活用等の機能強化を含む、市町村における子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進するとともに、その他、各事業においては引き続き必要な制度改正等について事業の実態を踏まえて検討する。
- 第3期子ども・子育て支援事業計画における量の見込み・確保方策の状況や、社会的養育推進計画における「家庭支援事業の確保方策の達成率」をモニタリングし、適宜自治体に対して情報提供の強化等を検討する。

## 家庭支援事業Webページについて

家庭支援事業に取り組む・取り組もうとする自治体及び民間団体が最新情報を把握できるよう、関連情報を一元化しております。今後、好事例の周知や調査研究結果等を更新していく予定です。



## 2. 家庭支援事業に係る予算について

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数 (2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

### 事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

### 事業の概要

#### (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

#### (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



### 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】 以下参照

※ ( ) は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

#### 1 運営費

##### (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 9,210円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,200円 (2,100円)
- 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,340円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

(3) 専従人員配置支援 1事業所当たり 6,747千円

##### (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
  - (ア) 基本分 年間延べ日数 × 1,250円 ( 400円)
  - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 1,250円 ( 400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,310円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000千円

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※()内は前年度当初予算額

## 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

## 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）  
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



## 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】 ○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）

1時間当たり 1,570円

1件当たり 930円

○事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円

○研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,570円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,260円、1件当たり740円

※③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり940円、1件当たり560円

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※()内は前年度当初予算額

## 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

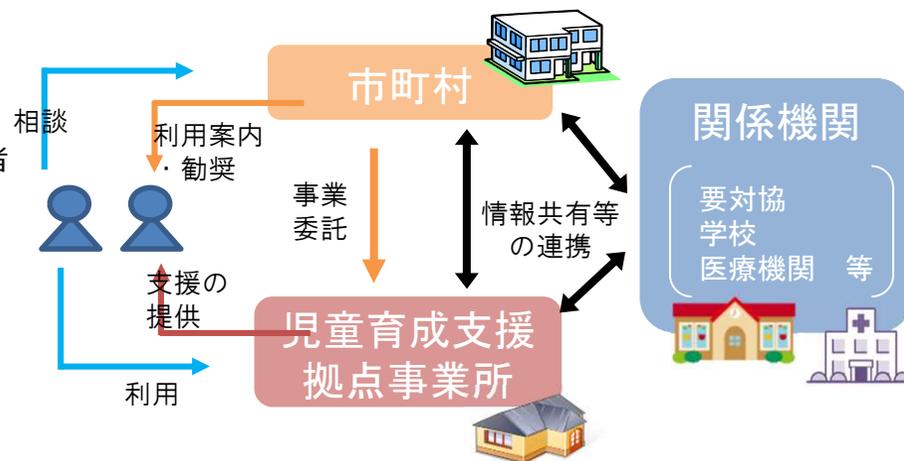
## 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、  
養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、  
家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により  
支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



## 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数 (2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 実施主体等

### 【補助基準額案】

#### 基本分

右表の通り

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
9,828千円	13,104千円	16,368千円

#### 加算分

#### ア、ソーシャルワーク専門職員配置加算

要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295千円

#### イ、心理療法担当職員配置加算

要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295千円

#### ウ、送迎加算

居宅から実施事業所の間等の送迎を実施。

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
870千円	1,161千円	1,451千円

#### エ、長時間開所加算 (1事業所の単位当たり年額)

(ア) 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)  
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
600千円	800千円	1,001千円

(イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合)  
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
144千円	192千円	238千円

オ、賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000千円

【開設準備経費 (改修費等)】 1事業所当たり年額 4,000千円

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数 (2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

## 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）

1講座（4回分） **90,080円**

講座内の実施回数が増える場合、**22,520円**ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援

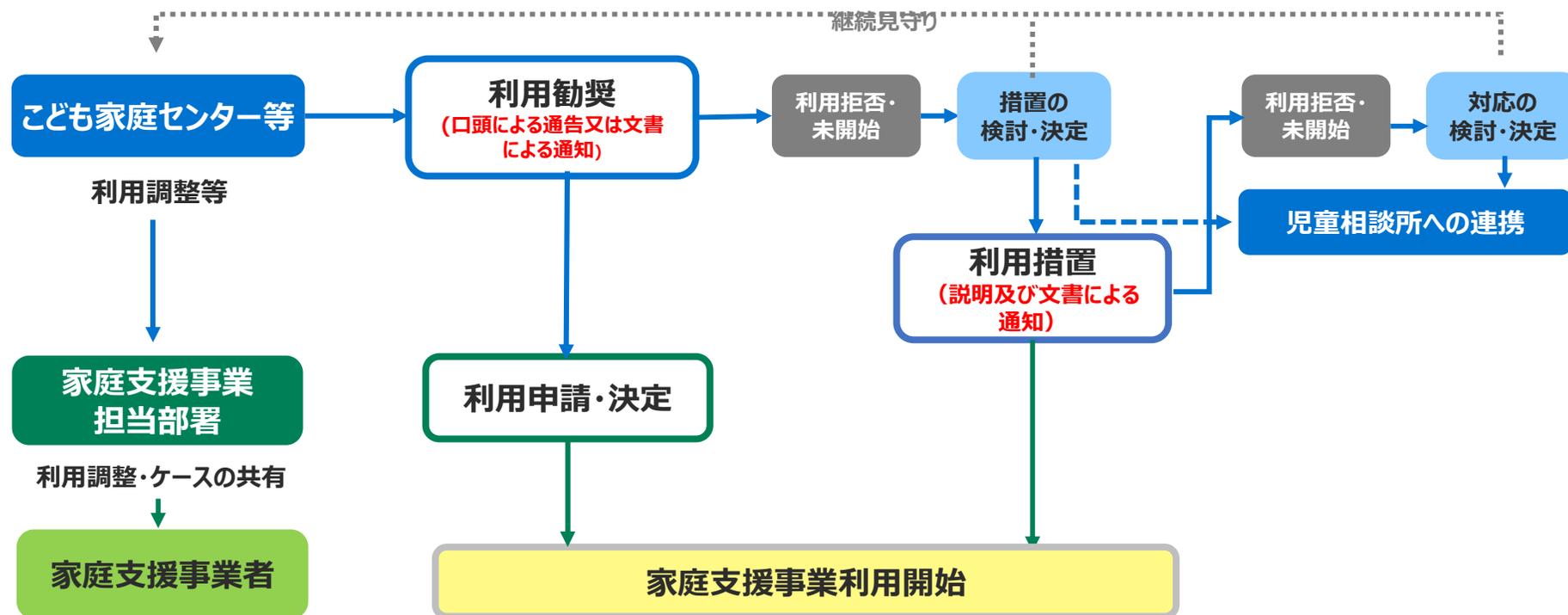
1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,250円
市町村民税非課税世帯	1,800円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,350円

### 3. 家庭支援事業の利用勧奨・措置

市町村は、サポートプランが作成された者や都道府県や児童相談所から引き継いだ児童を含め、**家庭支援事業（第21条の18に位置付けられる子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業をいう。以下同じ。）の利用が必要と認められる者について、その利用を勧奨しなければならず、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができる。**なお、ここでいう勧奨は児童福祉法第21条の18第1項に基づき上記要件に該当する対象者に限って実施されるものを指し、窓口等での事業利用を促す通常の利用勧奨は含まれないことに留意すること。

## 利用勧奨・措置 基本的な流れ（イメージ図）



## 利用勧奨

### 検討 及び 決定

- 利用勧奨については、原則として、サポートプランが作成された者や都道府県や児童相談所から引き継いだ児童等、家庭支援事業の実施が適当であると認められた者について、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において必要な支援策（事業の種類、利用予定の家庭支援事業者、事業における支援の内容、頻度、回数、期間等を含む）やサポートプランの検証、支援策の提案方法（誰がどこでどのように対象者に勧奨するか）などを検討の上行う。
- ただし、サポートプランが作成されていないものの、支援の必要度が高く、近く要支援児童等となる可能性が非常に高い状態となっている者であり、かつ、必要な支援内容が明らかである者については、例外的にサポートプラン等が無くとも利用勧奨を行うことも可能とする。その際は、事後的にサポートプラン等を作成すること。

### 対応者

- こども家庭センター等の児童福祉部門での対応が想定されるが、母子保健分野での対応も可能。市町村における責任主体、決裁ルートを明確にし、他の部門の職員が利用勧奨を行った場合には、その実施状況について共有すること。

### 実施 方法

- 口頭による通告又は文書による通知を行い、児童記録表等に利用勧奨をした背景や理由、状況、結果等を記録すること。なお、円滑な利用に繋げるため、こども家庭センター等のケースワーカーのほか、対象者との関係性が構築できている関係機関の同席の下、実施することも考えられる。
- 費用負担については、利用勧奨を行ったことをもって特段の公費による支援は行わないが、支援の必要な家庭が継続的に支援を受けることができるよう、国の支援メニューを活用して所得状況に応じた減免制度を設け、案内を行うことを徹底すること。
- 利用の意思が確認できない場合や、支援の受け入れに拒否的な場合は、訪問等を繰り返し行い、対象者との信頼関係を構築する中で、支援の必要性や期待できる効果等を伝え、利用につながるよう努めること。

### その他

- 都道府県や児童相談所への報告については、必要に応じて行うこととする。
- こども家庭センター等において対象者を継続的に見守り、対象者の状況に応じて、サポートプランを適宜変更しつつ、適切な支援が行われるよう、利用する家庭支援事業者からの支援状況の報告事項や報告先、相談先等をあらかじめ定め、適切に情報共有がされる体制を整備すること。

検討  
及び  
決定

- 措置については、利用勧奨を実施したにもかかわらず、対象者の社会経済的状況に変化が見られず、疾病その他やむを得ない事由により、利用申請を行うことができないなど、事業を利用することが著しく困難であると市町村が認めた場合に行うこととし、利用勧奨の状況も踏まえ、アセスメントやサポートプラン等の見直しを行い、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において検討、その結果をもとに市町村が決定する。なお、市町村の措置については、強制性を伴うものではなく、市町村が、利用者にかわって事業の利用を決定するものであることから、事業の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合に措置を行うことに留意すること。

## 対応者

- 利用措置は行政処分となることから、措置の実施に当たっての決裁権者は明確に定めておく必要があり、その指揮命令権が及ぶ職員が行うこと。

実施  
方法

- 措置の対象者においては、精神面に障害や疾患を有していることも想定されることから、窓口への来所に限らず、居宅への訪問や同行支援を行う等配慮したうえで、必ず対面において丁寧な説明を行ったうえで、文書による通知を行うこと。また、児童記録票等に措置を文書により通知した旨に加え、その背景や理由、説明した時の状況等を記録すること。
- 措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする。費用負担を求めないことを目的として措置を実施することは望ましくない点に留意すること。

## その他

- 市町村の措置は強制力を伴わないことから保護者が措置を拒否することもありうるが、その場合、要支援・要保護児童に該当すると考えられるケースなどは児童相談所等へ報告し、必要な対応がとられるようにすること。この他の場合でも、措置を行った際には都道府県や児童相談所への報告を必要に応じて行うこととする。
- こども家庭センター等において対象者を継続的に見守り、対象者の状況に応じて、サポートプランを適宜変更しつつ、適切な支援が行われるよう、利用する家庭支援事業者からの支援状況の報告事項や報告先、相談先等をあらかじめ定め、適切に情報共有がされる体制を整備すること。
- 措置による支援の提供期間の満了前に、措置による支援の提供を解除した場合、保護者等及び利用中の家庭支援事業者に対して文書による通知をすること。また、支援の提供の解除に際しては、福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令（平成6年厚生省令第62号）に十分留意し、解除理由等について丁寧な説明を行い、その後の支援に支障が出ないよう配慮すること。

## 目 的

令和4年改正児童福祉法において、新たに実施されることとなった家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）について、市町村は、当該者に必要な事業の利用を勧奨してもなお、やむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、支援を提供（措置）することができるとしており、この措置にかかる経費について義務的経費とし、家庭支援事業の着実な実施に努める。

## 家庭支援事業の措置の要件

措置の要件については、次の全ての内容に該当する必要がある。なお、行政処分となることから、市町村が決定し、文書により通知すること。

- ① 原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成する要支援・要保護児童家庭等であること  
※速やかに措置による支援が必要と認められる場合は、例外的に、事後にサポートプラン等を作成することも可能だが、速やかに作成すること
- ② 利用勧奨を実施したにもかかわらず、疾病その他事情により、支援が必要な者が利用申請を行うことが出来ないなど、事業を利用することが著しく困難であると市町村が認めた場合であること
- ③ 支援の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合であること

## 措置費単価等

### 【措置費単価】

各事業について、「子ども・子育て支援交付金」をもとに1人当たり1回（日額）相当額を設定する

### 【負担割合】

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

なお、措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする。

ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めたとしても以後支援がしにくくなるといった事態が生じないと認められる場合には、法第56条第2項の規定に基づき費用徴収することも可能。

## VIII. 利用者支援事業等について

# 1. 利用者支援事業

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
令和7年度当初予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

## 事業の概要

### ①基本型

#### ○利用者支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

#### ○地域連携

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

#### 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

### ②特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

- 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

#### 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

### ③こども家庭センター型

- 旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

#### 《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

### ④妊婦等包括相談支援事業型 —[新規]—

- 児童福祉法第6条の3に基づく「妊婦等包括相談支援事業」を実施するため、伴走型相談支援を行う。

#### 《職員配置》保健師、助産師の専門職 など

妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）は、①基本型③こども家庭センター型で実施することも可能。

## 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 ①～③ 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

④ 国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）

### 【主な補助基準額案】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型
7,991千円	2,510千円	315千円	3,346千円	※職員配置形態等により異なる	※妊娠届出受理数により異なる

### 【実施か所数の推移】（単位：か所数）

※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から、妊婦等包括相談支援事業型はR7から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型	合計
R4年度	1,043	378	1,720	—	—	3,141
R5年度	1,117	382	1,742	—	—	3,241

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
令和7年度当初予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

## 事業の概要

### I型・II型

#### 【事業内容】

利用者の身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で、当事者の目線に立った寄り添い型の支援（利用者支援）と地域における子育て支援のネットワークに基づく支援（地域連携）を実施。

#### 【職員配置】

実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置

#### 【補助要件】

I型：開所日数週5日以上

II型：開所日数週5日未満

#### 【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

### III型

#### 【事業内容】

保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童館など相談及び助言を行うことができる場所で、相談支援や子育て世帯への情報発信等を行い、関係機関と連携するなどこども家庭センターを補完することを想定。

#### 【職員配置】

保育所等の既存施設・事業に配置されている職員

#### 【補助要件】

上記職員配置で、基本型のこども家庭センター連携等加算の要件を満たす場合

#### 【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

## 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国2/3・都道府県1/6・市町村1/6

### 【主な補助基準額案】

#### ○基本事業

基本I型	基本II型	基本III型
7,991千円	2,510千円	315千円

#### ○加算事業（基本I型、基本II型の場合）

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,568千円	844千円	1,121千円	2,090千円	805千円	836千円	3,377千円	315千円

※夜間、休日加算等の実施については保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けていることを要件とする。

○開設準備経費 改修費等4,000千円（基本III型を除く）

## 2. 地域子育て支援拠点事業

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
令和7年度当初予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

## 事業の概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、

子育て支援のための取組を実施

### 基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等



## 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

【主な補助基準額案】 ※ 開設日数等により単価が異なる

### ○基本事業

- ・ 一般型 6,314千円（3日～4日型、職員3名配置の場合）  
9,023千円（5日型、常勤職員を配置の場合）  
10,084千円（6日型、常勤職員を配置の場合）  
11,154千円（7日型、常勤職員を配置の場合）
- ・ 連携型 3,348千円（5～7日型の場合）

### ○加算事業

- ・ 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等） 3,374千円（一般型（5日型）で実施した場合）
- ・ 地域支援加算1,646千円
- ・ 特別支援対応加算1,147千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 443千円
- ・ 賃借料補助加算2,500千円【拡充】

### ○開設準備経費

- （1）改修費等 4,000千円
- （2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
7,578	7,735	7,856	7,970	8,016

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。）（社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して別途加算を行う</li> <li>➢ 出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設</li> <li>➢ 地域支援の取組の実施(加算)※ <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組</li> <li>②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組</li> <li>③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組</li> <li>④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組</li> </ul> </li> </ul> <p>※利用者支援事業を併せて実施する場合（基本Ⅲ型を除く）は加算しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算) 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う</li> <li>➢ 研修代替職員配置(加算) 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う</li> <li>➢ 育児参加促進講習の休日実施(加算) 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う</li> <li>➢ 賃借料補助(加算) 週5日以上かつ1日6時間以上開所している事業所を対象に加算を行う</li> </ul>	<p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</li> <li>➢ 配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算) 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う。</li> <li>➢ 研修代替職員配置(加算) 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う</li> <li>➢ 育児参加促進講習の休日実施(加算) 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う</li> </ul>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6日、週7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

### 3. 重層的支援体制整備事業

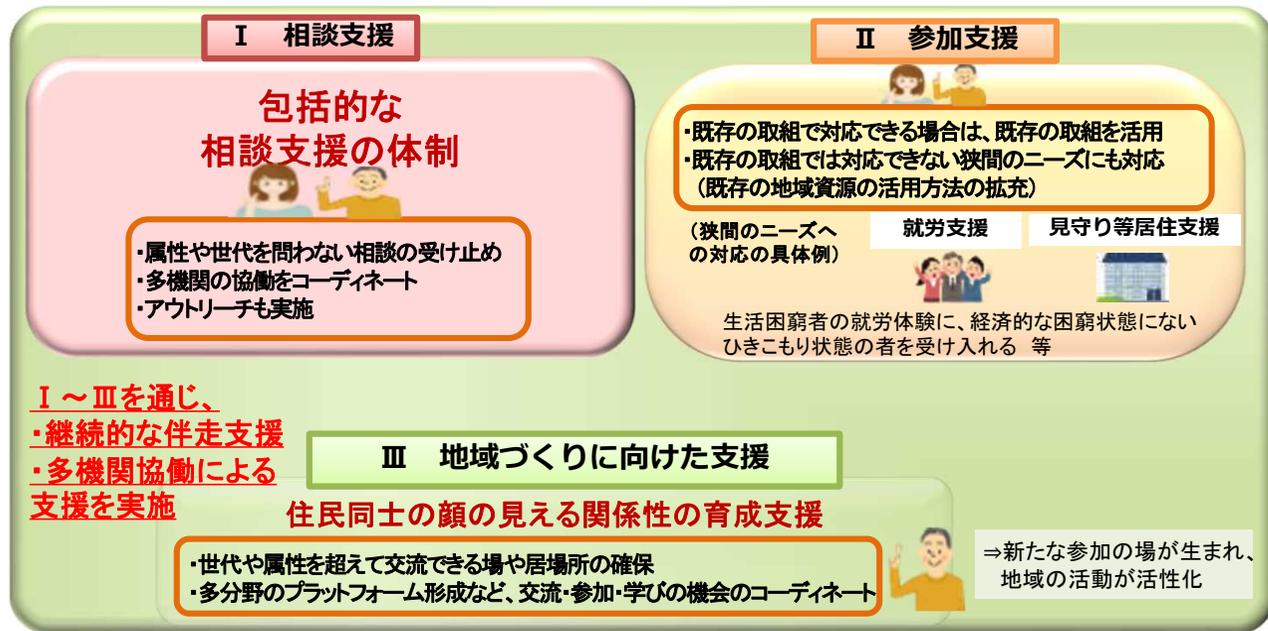
# 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。  
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

## 事業概要

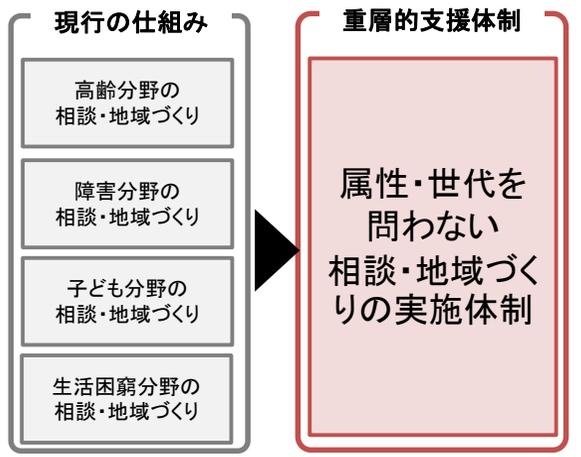
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村

## 重層的支援体制整備事業の全体像



## 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



# 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和7年度予算案  
728億円  
(令和6年度予算:555億円)

## 【重層的支援体制整備事業】令和7年度予算案：718億円（令和6年度予算：543億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

## 【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和7年度予算案：9億円（令和6年度予算：12億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直している。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

## 4. 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

### 事業の目的

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

### 事業の概要

#### ○主な実施要件

- ・ 会員数は20人以上
- ・ 相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険への加入
- ・ こどもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・ 事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・ 提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

#### ○相互援助活動の例

- ・ 保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・ 保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際のこどもの預かり

○実施市町村 (令和5年度) 996市町村、(令和4年度) 982市町村

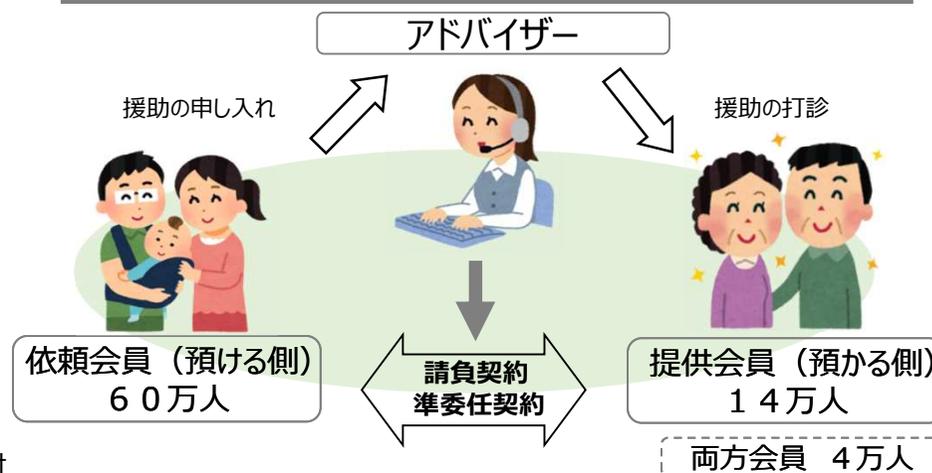
### 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

#### 【主な補助基準額案】

- 基本事業 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 病児・緊急対応強化事業 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 預かり手増加のための取組加算 ①1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）  
② 500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）
- 提供会員の定着促進加算 500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）
- ひとり親家庭等の利用支援 500千円 ○地域子育て支援拠点等との連携 1,500千円
- 性被害防止対策加算 580千円（性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合に加算）【拡充】
- 開設準備経費 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

### ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



## 安全チェックリスト

別添1

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょ。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
3. 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。
4. 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。
5. ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。
6. たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いてありますか。
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ビーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いてありますか。
8. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないような対策がしてありますか。
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにいませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
12. 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。
13. 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。
14. 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
15. ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。

別添2

ファミリー・サポート・センター事業における  
事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項

### (1) 乳児の扱い

うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDS（乳幼児突然死症候群）の発症率が高いことがわかっており、うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではないが、特段の理由がない限りは、乳児の顔が見えるあおむけに寝かせるようにすること。

また、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことになるため、なるべく乳児を一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすること。

### (2) こどもの転倒事故

提供会員は、こどもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車に子どもを乗車させる場合には、シートベルトを着用させること。また、6歳未満の子どもについては、チャイルドシートを使用すること。

### (3) 遊具等からの落下事故

鉄棒の上を歩く、うんていの上に登る、ブランコから途中で飛び降りるなど、遊具の誤った使用方法により事故が発生しているため、提供会員は預かり中の子どもに屋外遊具の正しい利用方法を守らせること。

また、事故は子どもから目を離してしまったわずかな時間に発生することも考えられるため、子どもから目を離さないで、子どもの動きに対応できるように留意すること。

### (4) 自転車による事故

子どもを自転車に乗せる場合には、チャイルドシートを使用し、ヘルメットを着用させること。

### (5) 火気の使用時における接触事故

ストーブ等の火気を使用する場合には、子どもが火気に触れることのないようにガードをつけたり、子どもの手の届かないところに配置すること。

## (参考：ファミサポの活動中に発生した事故)

### 教育・保育施設等における事故情報データベース（記述項目）【令和6年9月10日更新】

No	初回掲載年月日	事故状況
		事故の概要
9300	令和5年3月30日	提供会員が利用会員宅に訪問し、送迎活動の準備中に発生した。 利用会員の自宅前にて、提供会員の自転車のシートに子どもを乗せて出発準備をしていた。子どもが動いた際、提供会員は転倒しないよう支えていたが支えきれず、子どもの左腕と子乗せ自転車の背もたれ部分が挟まるような状態で転倒してしまった。左肘が青く腫れていたため、保護者と提供会員が連絡を取り合い、合流した後に一緒に病院に連れて行きレントゲン検査を受けたところ、左腕を骨折していた。全治2～3ヶ月の診断となり手術のため3日間入院した。
9613	令和5年7月28日	送迎中に発生した。提供会員の運転する車が信号のない交差点を右折しようとした際、対向車と衝突しそうになり、避けようとしたところ壁に衝突した。児は衝突の衝撃で左手を強打し、指を骨折した。

## (参考：こども家庭庁ホームページ)

- ファミリー・サポート・センター

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/family-support/>

- 教育・保育施設等における重大事故を防ぐための政府の取組

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort>

## 5. 児童委員・主任児童委員

# 民生委員・児童委員、主任児童委員について

- 「児童委員」は、市町村の区域に置かれ、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助等を行う。〈民生委員は、児童委員を兼ねる〉（児童福祉法第16条）
- 「主任児童委員」は、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行う。

## 民生委員・児童委員

### 活動内容

民生委員・児童委員の活動（民生委員法第14条及び児童福祉法第17条）

- ・ 地域の実情の把握
- ・ 地域での相談・援助活動
- ・ 行政事務への協力

#### 【児童委員の活動事例】

- ・ 地域の児童、妊産婦、母子家庭等の状況を日頃から把握（家庭訪問・地域での情報収集等）
- ・ 支援が必要な児童等の相談に応じ、利用できるサービス等について助言

## 主任児童委員

主任児童委員の活動（児童福祉法第17条）

- ・ 関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整
- ・ 区域担当の児童委員の活動に対する援助・協力

#### 【活動事例】

- ・ 児童相談所や保健所、学校等の関係機関と区域担当児童委員との連絡調整
- ・ 個別支援において区域担当児童委員が悩んだ際の支援

### 定数・委嘱者数

民生委員・児童委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに、都道府県知事が条例で定める（民生委員法第4条）

令和6年3月31日現在 定数 240,541人（主任児童委員を含む）  
委嘱者数 228,573（同上）  
充足率 95.0%

厚生労働省が定める定数基準（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）  
（例）都市部は、220～440世帯ごとに民生委員・児童委員1人を配置  
町村部は、70～200世帯ごとに民生委員・児童委員1人を配置

厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する（児童福祉法第16条第3項）

令和6年3月31日現在 定数 22,011人  
委嘱者数 21,235人  
充足率 96.5%

厚生労働省が定める定数基準（同左通知）  
（例）市町村ごとの民生委員・児童委員の定数が39人以下の場合、2人を配置  
市町村ごとの民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合、3人を配置

### 任期

3年（民生委員法第10条）〈直近の一斉改選は、令和4年12月1日〉

### 年齢要件

民生委員・児童委員の選任（雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）  
75歳未満の者を選任するよう努める

主任児童委員の選任（雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）  
55歳未満の者を選出するよう努める

### 選任

民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する（民生委員法第5条）

厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う（児童福祉法第16条第4項）

# 児童委員、主任児童委員について

## 【根拠法】 児童委員の中から主任児童委員を指名（児童福祉法第16条第3項）

○平成6年、児童委員活動への期待が高まっていることを受け、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員制度を創設（設置の趣旨）

児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」を新たに設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る

○平成13年、法定化（児童福祉法第16条第3項）

○平成16年、主任児童委員のさらなる活用のため、主任児童委員が個別活動を行うことを妨げない旨入念規定（児童福祉法第17条第2項）

【定 数】 22, 011人（令和6年3月31日現在）

【現員数】 21, 235人（令和6年3月31日現在）。**充足率:96. 5%**

## ○主任児童委員の推薦基準（雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）

- ・主任児童委員に指名されるべきものは、児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

## ○児童委員の職務（児童福祉法第17条）

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
  - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他の福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
  - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
  - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
  - 六 上記に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、上記に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
  - ③ 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
  - ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

## ○児童委員・主任児童委員制度はこども家庭庁に移管。民生委員制度は引き続き厚生労働省が所管。

- ・ こども家庭庁の創設により、民生委員は厚生労働省、児童委員はこども家庭庁が所管することとなるが、地域で御活躍いただいている民生委員・児童委員の業務や役割に変更が生じるものではない。

## ○民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名は、引き続き厚生労働大臣が行う。(法律改正なし)

- ・ こども家庭庁の創設後も、民生委員・児童委員の地域での一体的な活動に支障をきたすことのないよう、民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名を引き続き厚生労働大臣から行う。また、民生委員・児童委員の選任要領を変更する予定はない。
- ・ 民生委員・児童委員の推薦や委嘱・解嘱、主任児童委員の指名の事務については、社会・援護局から地方厚生局を通じて自治体に連絡・調整しているが、こども家庭庁の設置後にこれらの事務の流れを変更する予定はない。
- ・ 表彰の事務手続きについても同様であり、こども家庭庁創設後も児童委員・主任児童委員含め厚生労働大臣から表彰する。

・民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)(抄)

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

・児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)(抄)

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

② 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

## ○民生委員法及び児童福祉法に連携規定を新設。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(抄)

・民生委員法

第二十八条 厚生労働大臣は、この法律の運用に当たつては、内閣総理大臣の協力を求めるものとする。(新設)

・児童福祉法

第十八条二の二 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、児童委員の制度の運用に当たつては、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。(新設)

## ○全民児連・厚生労働省・こども家庭庁三者間の緊密な連携の推進。

- ・ 各地域で懸念や支障が生じることのないよう、関係者の皆様のご意見もお伺いしながら、全民児連と厚生労働省、こども家庭庁の三者で適時情報共有・意見交換を行うなど、緊密に連携していく。

## 6. 母親クラブ等の地域組織活動等について

# 地域組織(母親クラブ)について

## 1. 概要

- 母親をはじめとする地域住民が参加する児童健全育成に寄与するボランティア団体である。
- 各地域の児童館等において、自主的な活動を行っている。

## 2. 母親クラブの変遷

- 昭和23年 「母親クラブ結成及び運営要綱」を厚生省が策定
- 昭和23年 母親クラブ国庫補助制度を創設
- 昭和49年 「全国母親クラブ連絡協議会」設立
- 昭和53年 母親クラブ指導者研修会を開始
- 平成14年 「全国地域活動連絡協議会」に名称を変更  
愛称「みらい子育てネット」
- 平成24年 母親クラブ国庫補助は、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収に伴い、国と地方の負担調整の結果、平成23年度末で一般財源化

## 3. 組織数等

- 組織数 682クラブ
- 会員数 19,836人  
(令和6年10月1日現在、全国地域活動連絡協議会加盟)

## 4. 母親クラブ結成及び運営要綱の任務

- 母親に対し、子どもの養育その他児童福祉に関する正しい知識を与える
- 近隣の母親相互の親睦をはかり、近隣の子ども集団の活動を育成することにより、子どもの社会性を助長する
- 児童福祉機関や施設が行う諸活動に協力する

## 5. 地域組織活動の活動内容

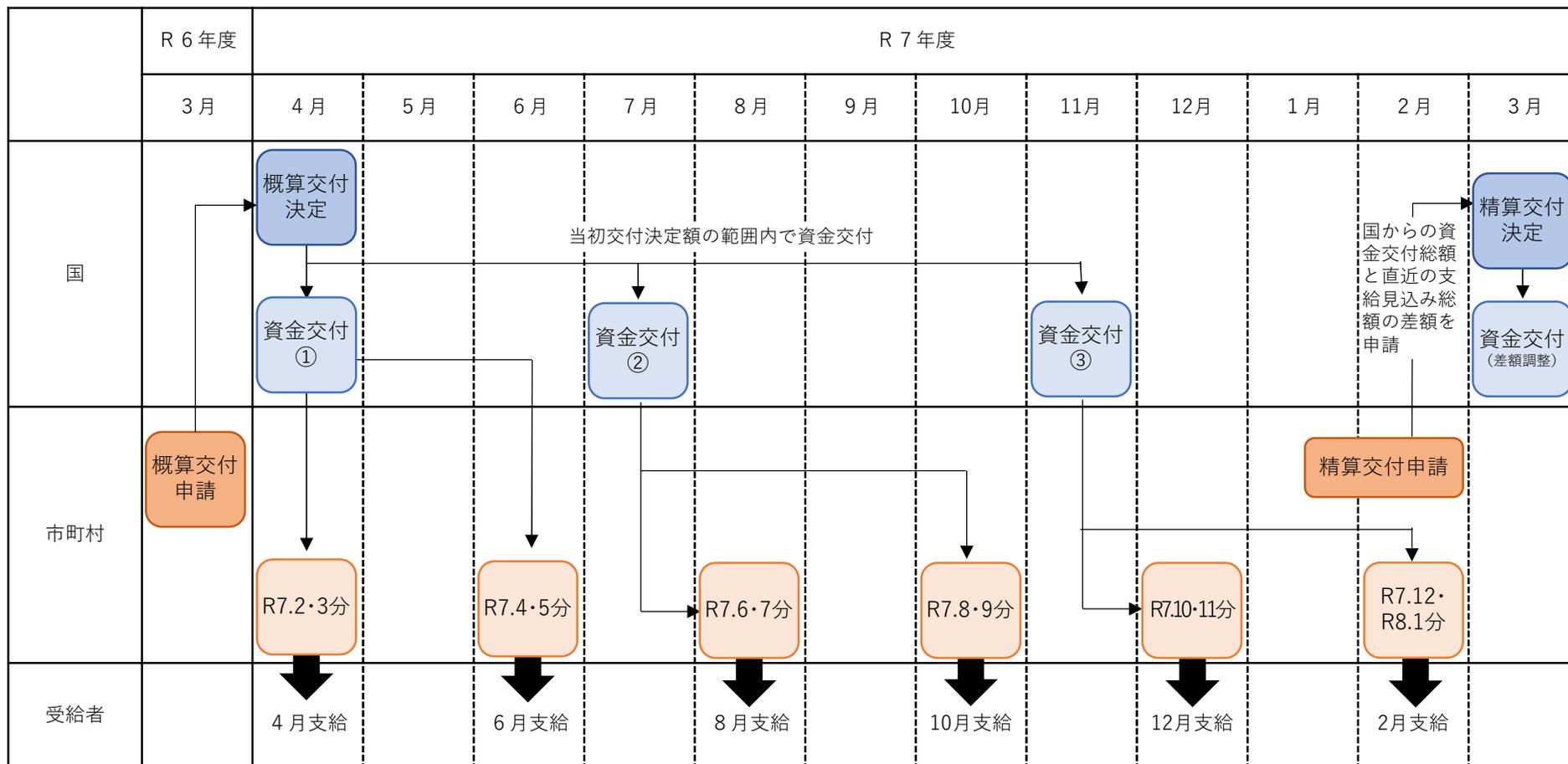
- 親子及び世代間の交流、文化活動
- 児童養育に関する研修活動
- 児童の事故防止等活動
- その他、児童福祉の向上に寄与する活動
- 児童館日曜等開館活動 等

## Ⅸ. 児童手当について

# 1. 児童手当の抜本的拡充について

# 児童手当の抜本的拡充について① (令和7年度児童手当等交付金の執行スケジュールについて)

- 令和7年度における児童手当等交付金の執行スケジュール（イメージ）は以下の通りであるので、各自治体におかれては留意の上、執行手続きを行われたい。



- 令和6年10月から児童手当を抜本的に拡充したことに伴い、新たに児童手当の支給対象となる者及び新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子がいる者の申請については、申請者の申請手続や市区町村の事務処理にかかる負担軽減の観点から、令和7年3月末までに申請することにより、令和6年10月分に遡って支給することができる申請猶予期間を設けている。
- 当該申請猶予期間中に、現在未申請の方に確実に申請いただくことを目的として、申請勧奨を依頼する事務連絡を令和7年2月28日付けで発出したので、各自治体におかれては、未申請者に対する積極的な申請勧奨にご協力いただくようお願いする。

## 2. 児童手当制度の円滑な実施について

## 児童手当制度の円滑な実施について① (公務員の児童手当申請漏れ防止に係る留意事項について)

- 児童手当は原則として住所地の市町村から支給されるが、公務員については、勤務先の所属庁から支給を受けることとなる。
  
- このため、
  - ・市町村で支給を受けていた受給者が、新たに公務員として採用される場合
  - ・所属庁から支給を受けていた職員が退職する場合や他の所属庁へ異動する場合などは、当該公務員自身が改めて認定請求を行う必要があります、申請が遅れた場合、その期間分の児童手当の支給を受けられないこととなる。
  
- こうした公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理が適正に行われるよう、昨年3月に「公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理ガイドライン」を作成し、周知している。
  
- まもなく年度末・年度初めを迎え、各自治体でも職員の異動等の多い時期となることから、所属庁の児童手当担当におかれては、当該ガイドラインを参照の上、対象となる職員に対して児童手当の申請を促すよう改めてお願いします。

## 児童手当制度の円滑な実施について② (児童手当における受給事由消滅時の届出について)

- 児童手当について、受給者は支給を受けるべき事由が消滅したときは、受給事由消滅の届出をする必要がある(※1)が、公簿等によって支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により処理することができるため、受給事由消滅の届出を省略できる(※2) 取り扱いとしている。

※1 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号) 第7条

※2 「市町村における児童手当関係事務処理について」(令和6年9月30日付こ成環第264号こども家庭庁成育局長通知) 別添「児童手当市町村事務処理ガイドライン」第22条

- 先般、総務省が実施した「「死亡に伴う手続に係る実態調査」のフォローアップ調査(※3)」において、児童手当受給者の支給対象児童が死亡した際に、他の手続で登録された死亡情報を公募等で参照することにより、職権での消滅処理ができるにもかかわらず、受給者に届出を求めていた実態がみられたとの結果が報告された。

※3 一度提出された情報を再度提出させないワンスオンリーの観点から、死亡に関する届出が必要な手続について、平成31年に総務省・内閣官房が「死亡に伴う手続に係る実態調査」を実施し、その結果を踏まえ、他の手続で登録された死亡情報を参照できるにも関わらず、死亡に関する届出の省略が認められていない手続について、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月閣議決定)において、死亡に関する届出を省略可能とすることとされた。同調査のフォローアップとして、省略可能とされた手続に関する各自治体の状況等を把握するもの。

- 児童手当の支給事務において、対象児童の死亡情報を参照できる場合には、職権での消滅処理が可能であるので、各自治体におかれては留意の上事務処理を行われたい。

【参考】「死亡に伴う手続に係る実態調査」のフォローアップ調査の結果(総務省HP)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000968987.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000968987.pdf)

## 3. 參考資料

令和7年度当初予算案 2兆1,666億円 (1兆5,246億円) ※()内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

## 事業の概要

- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、児童手当の抜本的拡充(①~④)を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。

- ①所得制限の撤廃      ②高校生年代までの支給期間の延長      ③多子加算について第3子以降3万円とする(※)
- ④支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

## 実施主体等

支給対象	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)		所得制限	所得制限なし							
手当月額	【3歳未満】 (出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで) 第1子、第2子：15,000円    第3子以降：30,000円	【3歳~高校生年代】 (3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで) 第1子、第2子：10,000円    第3子以降：30,000円	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監護生計要件を満たす父母等</li> <li>・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>							
			実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施							
			支払期月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)							
費用負担	被用者		非被用者			公務員					
	3歳未満	<table border="1"> <tr> <td>支援納付金(※) 3/5</td> <td>事業主 2/5</td> </tr> </table>	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	<table border="1"> <tr> <td>支援納付金 3/5</td> <td>国 4/15</td> <td>地方 2/15</td> </tr> </table>	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	<table border="1"> <tr> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </table>		所属庁 10/10
支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5										
支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15									
所属庁 10/10											
3歳以降	<table border="1"> <tr> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> </tr> </table>	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	<table border="1"> <tr> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> </tr> </table>	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	<table border="1"> <tr> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </table>		所属庁 10/10
支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9									
支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9									
所属庁 10/10											

※令和7年度は子ども・子育て支援金(支援納付金)の収納開始(令和8年度~)前のため、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用

令和6年度補正予算 5.7億円

## 事業の目的

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、令和6年10月から施行された児童手当の抜本的拡充を円滑に実施するため、地方自治体において業務システムの改修を行っているところであるが、今年度末までに当該改修を着実に実施するとともに、令和7年6月改版予定のデータ標準レイアウトに対応するための改修もあわせて行う必要があることから、これらの改修に必要となる臨時的な経費について奨励的な助成を行う。

### <抜本的拡充の内容>

- ①所得制限の撤廃
- ②高校生年代までの支給期間の延長
- ③多子加算について第3子以降3万円とする
- ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする

## 事業の概要

地方自治体が、令和6年10月から施行された児童手当の抜本的拡充の内容を踏まえた業務システムの改修（令和7年6月改版予定のデータ標準レイアウト対応のための改修を含む）を行う場合に、当該改修に必要となる費用を補助する。

## 実施主体等

【実施主体】市町村 【補助率】定額（国10/10相当）

# 「こどもまんなか応援サポーター」への参加ご案内（登録手続き等不要、自主参加の取組です）

【こどもまんなかの趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体、企業、自治体などを「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいます】

- 1 こどもまんなかの趣旨に賛同する。
- 2 サポーターご自身が考える「こどもまんなか」なアクションを実行する。
- 3 ご自身・団体のアクションを発信したり、地域社会に広く参加を呼びかける。

「こどもまんなか」

こどもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実践していきます。どんなこどものことも考えていきます。

SNS(X、Instagram、YouTube) で発信する際にぜひ、**#こどもまんなかやってみた** をつけて発信ください。こども家庭庁は「いいね」やホームページ・公式LINEでの事例紹介等でみなさまのアクションの見える化をサポートします。

応援サポーターのみなさまとはさまざまな連携を行っています。

※こどもまんなかアクションに関するこども家庭庁ウェブサイトはこちら



◆「こどもまんなかマーク」を活用いただけます。（詳細はHPへ）

◆好事例を、庁のホームページや公式LINEを活用してご紹介しています。

◆こどもまんなか月間や夏休み期間にはサポーターと連携した取組も行っています。



例：VIVISTOP博多  
こどもたちのプロジェクト「究極の映画館をつくろう」  
庁職員が試写会・模擬記者会見に参加

